

第14次高知市農業基本計画

～自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業～

2023年度 ～ 2027年度
(令和5年度～令和9年度)



高知市

目 次

まえがき	1
第1章 計画の趣旨と農業の状況	
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）	2
4 高知市の概要	3
5 数値から見た高知市の農業を取り巻く現状	
（1）総括	4
（2）人口の推移	4
（3）産業別就業者数の状況	5
（4）総農家数、新規就農者数及び認定農業者数の推移	5
（5）販売農家経営耕地面積及び販売農家数の推移	6
（6）農業経営体数の推移（経営耕地面積規模別）	6
（7）農業経営体数の推移（農産物販売金額規模別）	7
（8）主要農産物の生産量の内訳	7
（9）市内における直販所の開設状況及び販売額の推移	8
（10）野生鳥獣被害の現状	9
第2章 各地域の実態と生産の現状、今後の取組	
1 高知市の地勢	10
2 各地域の現状と問題点、今後の方向性及び営農上の課題	
（1）中山間地域	12
（2）里山地域	14
（3）平坦部水田地域	16
（4）沿岸部砂畑地域	18
（5）市街化地域	20
（6）仁淀川水系の平坦地域	22
第3章 基本構想	
1 高知市の農業の目標	24
2 基本方針	24
3 施策	25
4 計画の成果指標	26
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	27
第4章 実施施策	
1 農業基盤の維持・整備・活用	

(1) 農業基盤の維持・整備	28
(2) 農地の保全・流動化	30
2 多様な担い手の確保・育成	
(1) 新規就農者の確保・支援	31
(2) 認定農業者等の育成・支援	32
(3) 集落営農組織等の育成・支援	34
3 競争力のある産地づくり	
(1) 農業生産施設・機械等の整備	35
(2) スマート農業の推進	37
(3) 水田フル活用の推進	38
(4) 畜産業の振興	39
(5) 地産地消・外商の推進	40
(6) 労働力の確保・定着	42
4 地域特性を活かした農業の展開	
(1) 農村の活性化	43
(2) 都市農業の振興	45
5 環境と共生したみどりの農業の推進	
(1) 環境保全型農業の推進	46
(2) 豊かなグリーンライフの展開	48
(3) 鳥獣被害防止対策の推進	49

[参考]

第13次高知市農業基本計画の総括	50
高知市における農業の担い手の目標となる主な営農モデル	53
高知市において新たに農業経営を営もうとする青年等の目標となる営農モデル	55
高知市農林漁業振興に関する基本条例	56
高知市農林業振興審議会要綱	57
高知市農林業振興審議会委員名簿	58
高知市農林業振興審議会への諮問	59
高知市農林業振興審議会からの答申	60
第14次高知市農業基本計画策定経過	62
用語解説	63

まえがき

本市の農業は、中山間地域から沿岸部にわたる広い地域で栽培された新鮮で安全な農産物を市民に提供するとともに、水源かん養や生物多様性の保全、良好な景観の形成に加え、文化の継承、地域社会の形成維持など様々な公益的な機能を発揮し、重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年は農産物価格の低迷や肥料や燃油などの生産資材価格の高騰の影響から、総農家数は年々減少し、販売規模の大きな農家は増加しているものの、地域を支えていた小規模農家が減少していることで、集落機能の低下が進んでいます。さらには、野生鳥獣による農作物被害等による荒廃農地の拡大が連鎖的に発生し、農業・農村が持つ多面的機能の発揮が難しくなってきました。


一方で、世界に目を向けますと、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても外出やイベントの自粛などの行動制限により、経済活動等に大きな影響を与えました。さらには、世界人口の増加に伴う穀物需要の高まりから、生産国の穀物輸出規制等に加え、ロシアによるウクライナ侵攻は、ウクライナにおける経済縮小とロシア経済の混乱を引き起こし、食料やエネルギー資源などの高騰、貿易や金融を通じた影響が世界経済へ波及するなど、改めて食料自給率の向上と食料安全保障の重要性が再認識され、早急な農業生産基盤の強化が日本においても求められています。

また、国際社会においては、2017年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げ、農業分野においては、「2030年までに生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。」としています。

こうしたなか、国においては、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が策定され、化学農薬の使用量の低減や有機農業の取組面積の拡大などに関する具体的な方向が示されました。

本市では、これらの国際社会の動きや社会のニーズを汲み取り、本市の農業を取り巻く環境の変化を分析し、第13次計画の基本的な方針を継承・発展させ、国の方向性を鑑みながら、持続可能な農業を実現するための新たな指針として第14次高知市農業基本計画を策定します。

高知市長



第1章 計画の趣旨と農業の状況

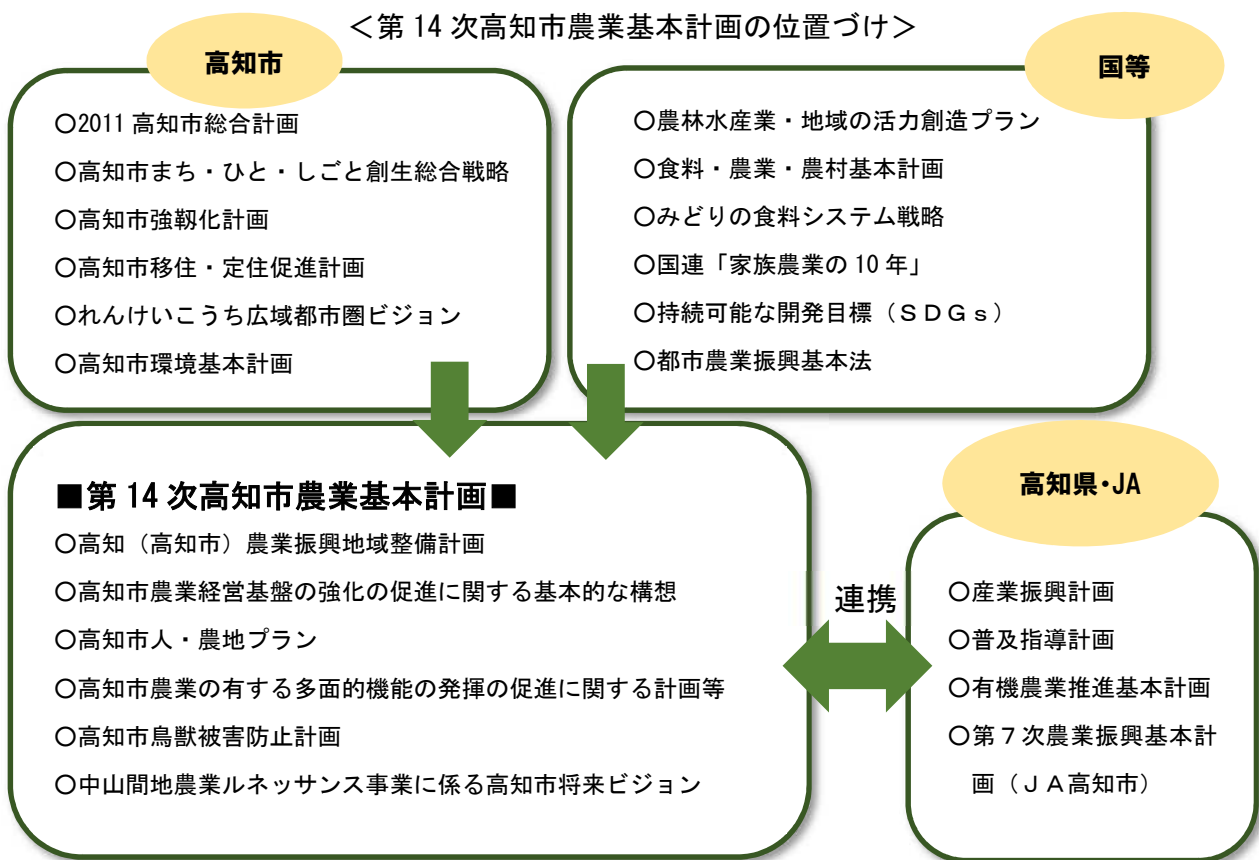
1 計画の趣旨

本計画は、第13次高知市農業基本計画における取組を検証・整理し、本市を取り巻く農業環境の変化等の分析を踏まえ、第13次計画の基本的な考え方を継承・発展させ、「高知県産業振興計画」等と連携して、本市における持続可能な農業を実現していくための指針として策定したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「高知市農林漁業振興に関する基本条例」に基づき、本市の農業経営を近代化し、その健全な発展を図るために策定するものであり、本市における農業関係の行政計画等の中では、最上位に位置するものです。また、2011高知市総合計画（後期基本計画）の「地産の環」を中心とした各施策に基づき、本市の将来像の実現を目指すものです。

計画の策定に当たっては、「高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や各地域で作成された「人・農地プラン」のほか、本市の各種計画や国等の施策等を反映し、県・JA等の取組とも連携を図ります。また、本計画を都市農業振興基本法に基づく、地方計画としても位置づけます。



3 計画期間（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。社会情勢や国等の施策等に変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 高知市の概要

本市は高知県の中央に位置し、市域北部の北山に源を発する平成の名水百選に選定された清流・鏡川の下流域を中心に、都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

北部の中山間地域は豊かな自然が今も残されており、清流・鏡川の源流域は市民の憩いと安らぎの場となっています。

中央から南東部に広がる平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で、標高が低く、特に河口付近には約7km²にわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園地帯が広がっています。

本市の総面積は309km²で、県面積の4.3%を占めており、このうち森林面積は170.9 km²で、市域面積の約55%を占めています。

本市の気候は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000mmを越す世界的にも有数の降水量です。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖です。

このように、植物の生育条件として重要な水、日照時間及び気温に恵まれ、農作物の生産に有利な気候条件にあり、本市の地勢に応じた生産活動が行われています。



5 数値から見た高知市の農業を取り巻く現状

(1) 総括

本市では、北は中山間地域から南は沿岸部までの広い範囲で、地域特性を活かして水稻・野菜・花き・果樹・畜産などの様々な農業が営まれ、多くの農産物が栽培されており、全国でも有数の園芸産地である高知県の一翼を担っています。また、消費地と生産地が近い立地条件を活かした直販活動が盛んに行われており、新鮮で安心・安全な農畜産物への消費者ニーズの高まりから、直販所等での販売が年々多くなっています。

一方、経営・販売規模の大きい農業経営体は増加しているものの、総農家数は減少しており、新規就農者も減少傾向にあります。さらに地域を支えていた小規模な農家が減少し、集落機能の低下が進んでいます。また、鳥獣被害の深刻化といった問題が連鎖的に発生し、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されず、国土の保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあるなど、本市農業の抱える問題は依然として深刻化しています。

(2) 人口の推移

本市の人口は1980年に30万人を超え、その後増加のペースは低下したものの、2005年に鏡村、土佐山村、2008年に春野町との合併もあり、2010年には343,393人となりました。一方、2005年からは死亡数が出生数を上回る自然減の状態となり、さらに2011年以降は社会減が拡大傾向になったことから人口減少に転じ、2020年には326,545人となっています。高知県全体の人口も減少を続けていますが、本市の県内人口に占める割合は増加し、2020年には47.2%となりました。

高知県は少子高齢化の先行県として、今後も人口減少は加速度的に進むことが予測されており、県内人口の減少に伴い、県内の中核拠点として本市が果たすべき役割は一層重要になると考えます。



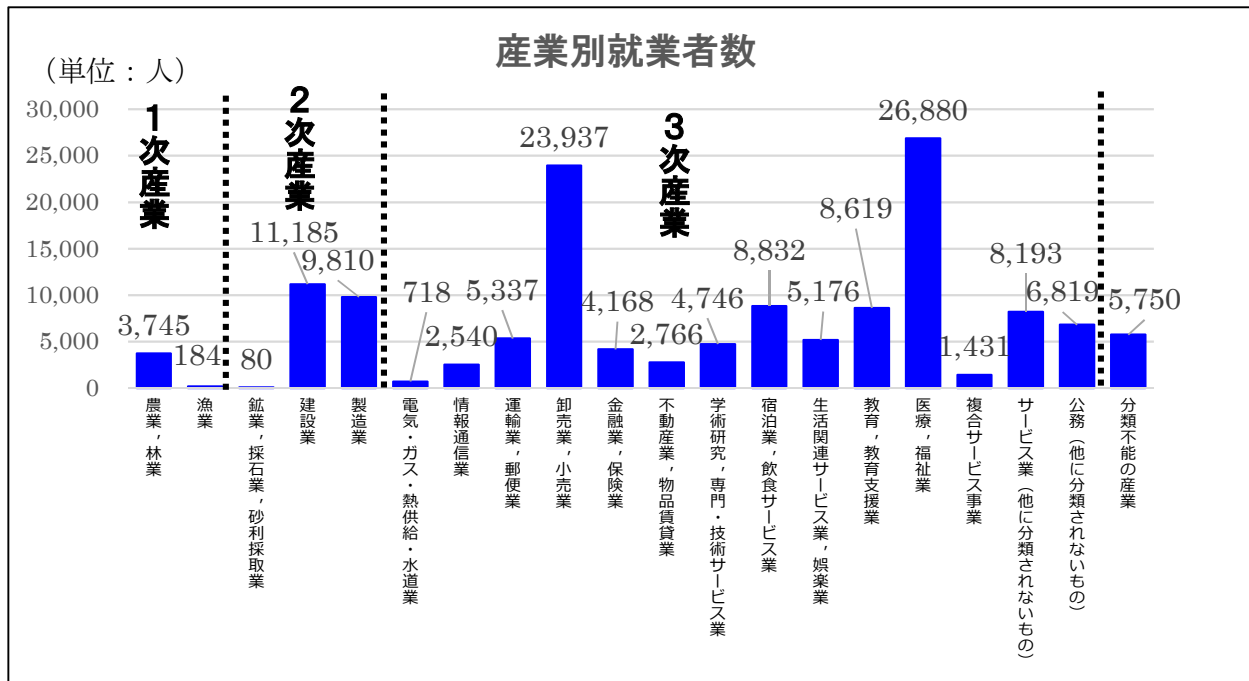
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
高知県人口	813,949人	796,292人	764,456人	728,276人	691,527人
高知市人口	330,654人	333,484人	343,393人	337,190人	326,545人
県に占める人口割合	40.6%	41.9%	44.9%	46.3%	47.2%

※資料：国勢調査

各年とも当時の高知市域による。以降、表中の数値については調査年当時の高知市域による。

(3) 産業別就業者数の状況

産業別就業者数（2020年）は、分類不能の産業を除くと、第1次産業が3,929人（うち農業3,463人）と全体の2.8%、第2次産業が21,075人で15.0%、第3次産業が110,162人で78.2%となっており、第3次産業の割合が高くなっています。



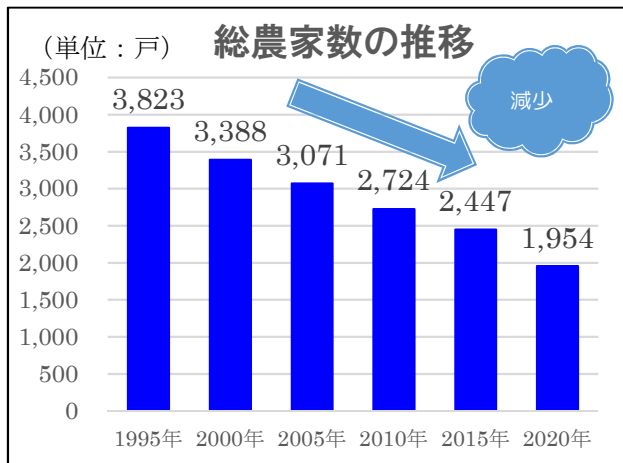
※資料：2020（令和2）年国勢調査

(4) 総農家数、新規就農者数及び認定農業者数の推移

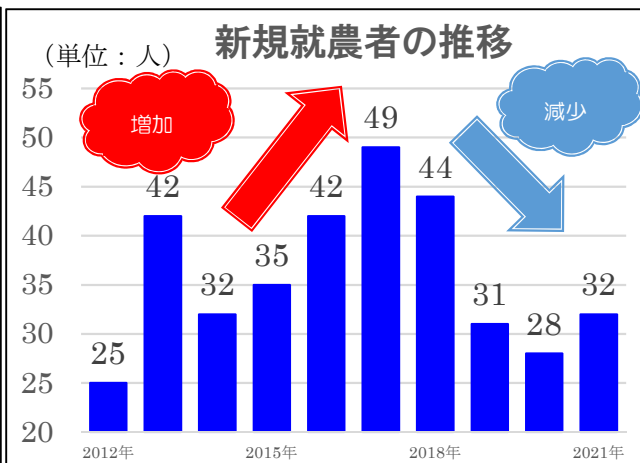
総農家数は年々減少し、2020年には1,954戸となり、1995年からの25年間で1,869戸も減少しています。

新規就農者については、各種補助制度の充実や関係機関及び受入農家等による育成支援によって、2017年には49人まで増加しましたが、2019年からは減少傾向に転じ、2021年には32人となっています。

認定農業者については、総農家数の減少等に伴い、2021年には269経営体となりました。このうち、個人で認定を受けている女性農業者は8経営体であり、全体の3%です。また、家族等の連名により認定されている女性農業者は25経営体であり、全体の9.3%となっています。



※資料：農林業センサス



※資料：新規就農者調査（高知農業改良普及所）

調査は、前年6月2日から調査年の6月1日までに就農したもの（調査時に判明した過年度就農も含む）。ただし、2017年調査からは前年4月1日から調査年3月31日まで。

◆認定農業者の推移

(単位:経営体)

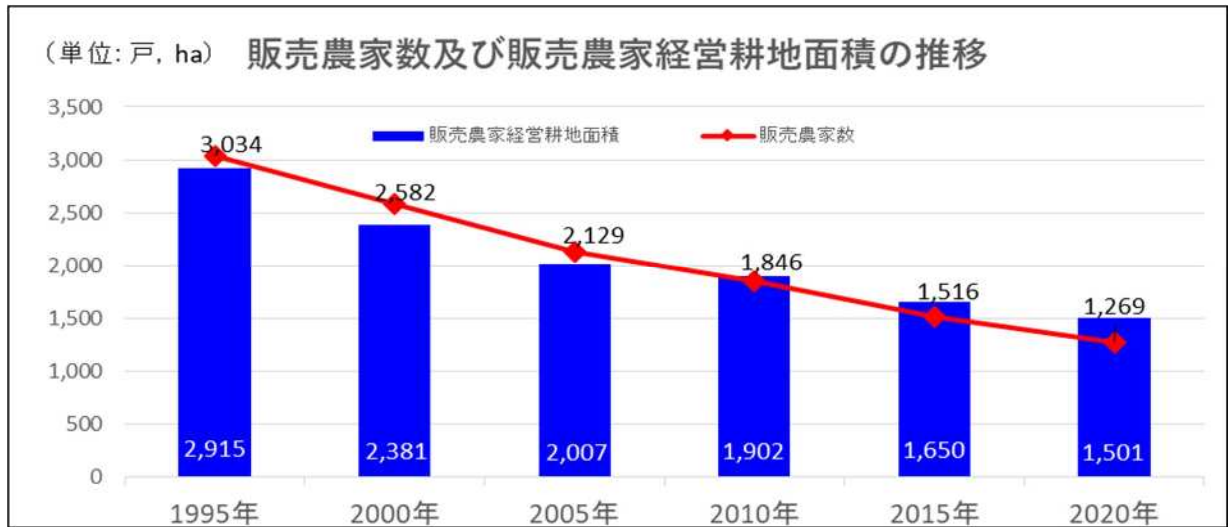
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
認定農業者	387	389	312	287	285	291	275	258	266	270	277	279	269

※資料：高知市認定農業者連絡協議会総会資料

(5) 販売農家経営耕地面積及び販売農家数の推移

販売農家の経営耕地面積は、1995年から2020年までの25年間で1,414ha減少し、販売農家数は1,765戸減少しました。農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷や資材費が高騰している中、今後もこの傾向が続くと思われます。

一方、販売農家1経営体当たりの平均経営耕地面積は1995年から徐々に増加しており、担い手への農地の集積が進んでいることがわかります。

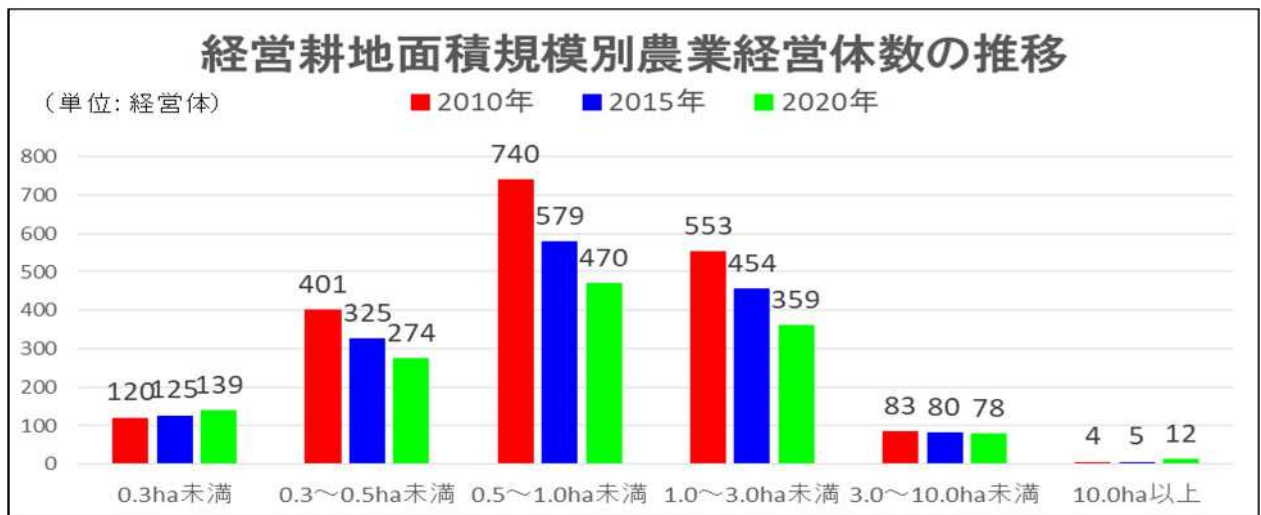


※資料：農林業センサス

(6) 農業経営体数の推移（経営耕地面積規模別）

農業経営体の経営耕地面積は、過去10年間で0.5ha～1.0ha規模が最も多く、その次に1.0～3.0ha規模、0.3ha～0.5ha規模の順に農業経営体が多い構成となっていますが、年々減少傾向にあります。

一方、10.0haを超える経営耕地面積を持つ大規模農業経営体は増加し、2020年には12戸となり、この数値から見ても担い手への農地の集積が進んでいることがわかります。

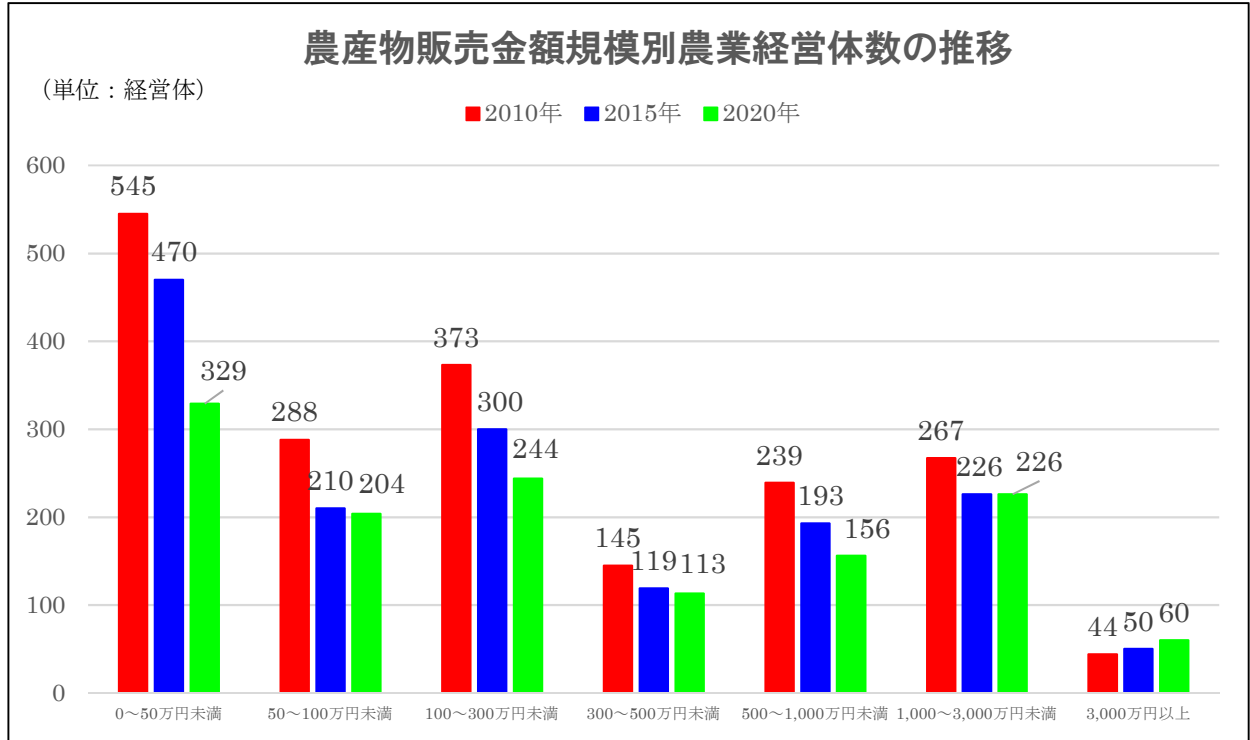


※資料：農林業センサス

(7) 農業経営体数の推移（農産物販売金額規模別）

農業経営体の農産物販売金額規模別の推移を見ると、過去10年間を通して販売金額50万円未満の農業経営体が最も多くなっていますが、割合で見ると、2010年の29%から2020年は25%と減少傾向にあります。

一方、販売金額が1,000万円以上の農業経営体の割合は、2010年の16%から2020年は21%に増加し、2020年の高知県全体の割合である15.8%と比較すると、販売規模は大きいといえます。



※資料：農林業センサス

(8) 主要農産物の生産量の内訳

主要農産物のうち米の生産量は6,380 tで、県内生産の12.9%を占めています。

主要な野菜の生産量の合計は16,222 tで県内比率12.6%と、高知県の中でもトップクラスであり、特にキュウリ（同47.1%）、しょうが（同13.9%）、トマト（同17.9%）などが、県内屈指の生産量を誇っています。

果樹では、なし（同32.2%）、すもも（同35.4%）が、花きでは、グロリオサ（同97.4%）、キク（同40.2%）、ユリ（同24.0%）が県内において高い比重を占めています。

◆主要農産物の状況（令和3年産）（単位：t）

区分	高知市	高知県	県内比率
米	6,380	49,600	12.9%
野菜	16,222	128,373	12.6%
なす	116	39,111	0.3%
米なす	342	1,702	20.1%
きゅうり	11,400	24,218	47.1%
ピーマン	165	10,709	1.5%
しょうが	2,619	18,777	13.9%
露地	884	16,012	5.5%
ハウス	1,735	2,764	62.8%
にら	92	16,164	0.6%
小ねぎ	70	1,508	4.6%
ししとう	3	2,236	0.1%
オクラ	23	1,791	1.3%
みょうが	114	4,912	2.3%
スイカ	55	431	12.8%
メロン	329	1,769	18.6%
イチゴ	80	486	16.5%
トマト	814	4,559	17.9%

※資料：高知県農業振興部 高知県の園芸（令和4年3月）
中国四国農政局 高知県の農林水産統計調査

（単位：t）

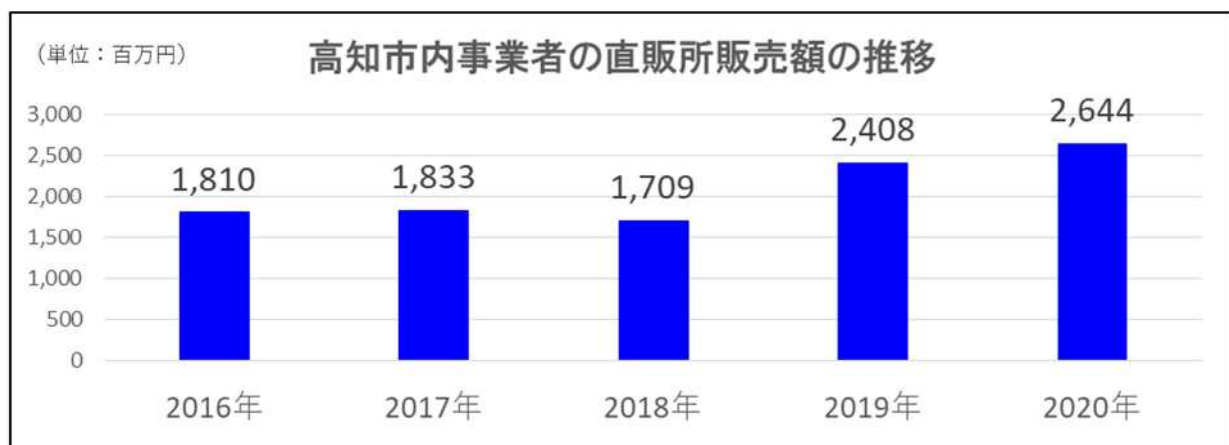
区分	高知市	高知県	県内比率
果樹	1,834	31,002	5.9%
みかん	240	4,482	5.4%
ゆず	924	11,769	7.9%
ぼんかん	4	2,353	0.2%
ぶんたん	118	8,455	1.4%
水晶文旦	4	164	2.4%
日向夏	7	2,213	0.3%
なし	522	1,621	32.2%
新高	416	1,206	34.5%
くり	2	61	3.3%
すもも	17	48	35.4%

（単位：千本）

区分	高知市	高知県	県内比率
花卉	5,736	18,425	31.1%
ユリ	2,436	10,168	24.0%
グロリオサ	2,709	2,782	97.4%
トルコギキョウ	53	4,137	1.3%
キク	538	1,338	40.2%

（9）市内における直販所の開設状況及び販売額の推移

県下の直販所の販売額は年々増加しており、2020年に県全体で約104億円、高知市内では約26億円となっています。近年は、産直コーナーを店舗内に設置している量販店も多く、それらを含めると潜在的な直販の販売額はさらに大きくなるものと思われます。また、本市に人口が集中していることから、消費地である高知市内に直販所を設置する市外の自治体もあり、消費者の地場農産物への関心と「安全・安心」への意識の高まりがうかがえます。



◆直販所の販売状況（単位：百万円、店舗）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
市内事業者販売額	1,810	1,833	1,709	2,408	2,644
高知県販売額	9,845	10,288	10,061	10,468	10,467
県内販売額比率	18.4%	17.8%	17.0%	23.0%	25.3%
市内事業者店舗数	17	17	17	16	14
高知県店舗数	143	145	144	143	143

※資料：高知県農業振興部 高知県の園芸（令和4年3月）

(10) 野生鳥獣被害の現状

野生鳥獣による農作物等への被害は年々深刻化、広域化し、中山間地域だけにとどまらず、平坦地域にも被害が拡大しており、近年は、イノシシやカラスの捕獲数が高止まりする一方で、タヌキやハクビシンによる農作物被害も増えてきています。

◆高知市における有害捕獲対象鳥獣の捕獲実績 (単位:頭,羽,匹)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
イノシシ	708	642	792	860	857
ニホンザル	4	1	4	8	12
ニホンジカ	3	11	6	23	21
ハクビシン	33	46	55	75	111
アナグマ	0	12	0	7	0
タヌキ	20	26	22	52	124
ノウサギ	0	3	0	0	0
カラス	238	307	260	294	327
ヒヨドリ	258	180	140	85	111
カワウ	25	23	31	48	15
ダイサギ	0	2	0	0	0
アオサギ	0	2	0	5	2
ドバト	82	208	193	116	289
キジバト	0	0	0	37	0
合計	1,371	1,463	1,503	1,610	1,869

◆高知市における有害捕獲対象鳥獣のエリア別捕獲実績(2021年) (単位:頭,羽,匹)

	鏡	土佐山	春野町	左記以外
イノシシ	168	97	223	369
ニホンザル	9	0	0	3
ニホンジカ	8	13	0	0
ハクビシン	29	16	22	44
アナグマ	0	0	0	0
タヌキ	29	27	8	60
ノウサギ	0	0	0	0
カラス	0	0	12	315
ヒヨドリ	0	0	111	0
カワウ	15	0	0	0
ダイサギ	0	0	0	0
アオサギ	0	2	0	0
ドバト	0	0	0	289
キジバト	0	0	0	0

※資料：高知市鳥獣被害対策協議会総会資料

第2章 各地域の実態と生産の現状、今後の取組

1 高知市の地勢

本市は、平坦地を取り巻くように山地がめぐり、北部の山地を源とする鏡川などの7河川が、北方、東方、西方から南方の浦戸湾に流入しているため、山に囲まれた地域、河川によって開かれた地域、海に面した地域といったように、地形や自然環境は地域により大きく異なっています。

さらに、地理的条件や交通網の整備状況により、林地、田、畑、住宅地、市街地といった土地利用形態も地域ごとに異なります。

地理的条件で区分すると、本市は平坦地と山間地（傾斜地）に分けられます。更に平坦地は、土地利用形態により中心部の市街化区域、その周辺の水田地域、沿岸の砂畑地域、仁淀川水系の平坦地域に分けられます。山間地は、北部の中山間地域と南部の里山地域に分けられます。そして、それぞれの地域で地理的条件や土地の形態に対応した様々な農業が行われています。

そのため本計画では、本市を以下の6つの地域に区分し、それぞれ地域内の耕地面積、関係農家数、農業生産の現状と課題、そして今後、育成又は改善が望まれる営農類型を示しました。

(1) 中山間地域

鏡、土佐山の全域と朝倉、旭、初月、秦、一宮の中山間地域

(2) 里山地域

朝倉、五台山、高須、三里、長浜の里山地域（※地域区分図では3ヶ所あります。）

(3) 平坦部水田地域

布師田、大津、介良の全域と一宮、五台山、高須の平坦部水田地域

(4) 沿岸部砂畑地域

長浜、三里の沿岸部砂畑地域

(5) 市街化地域

市街化区域にある農業地域

(6) 仁淀川水系の平坦地域

春野地域

地域区分図



※点線による地域区分は大まかに捉えたものであり、あくまで市域全体からみた目安としているものです。

2 各地域の現状と問題点、今後の方向性及び営農上の課題

(1) 中山間地域

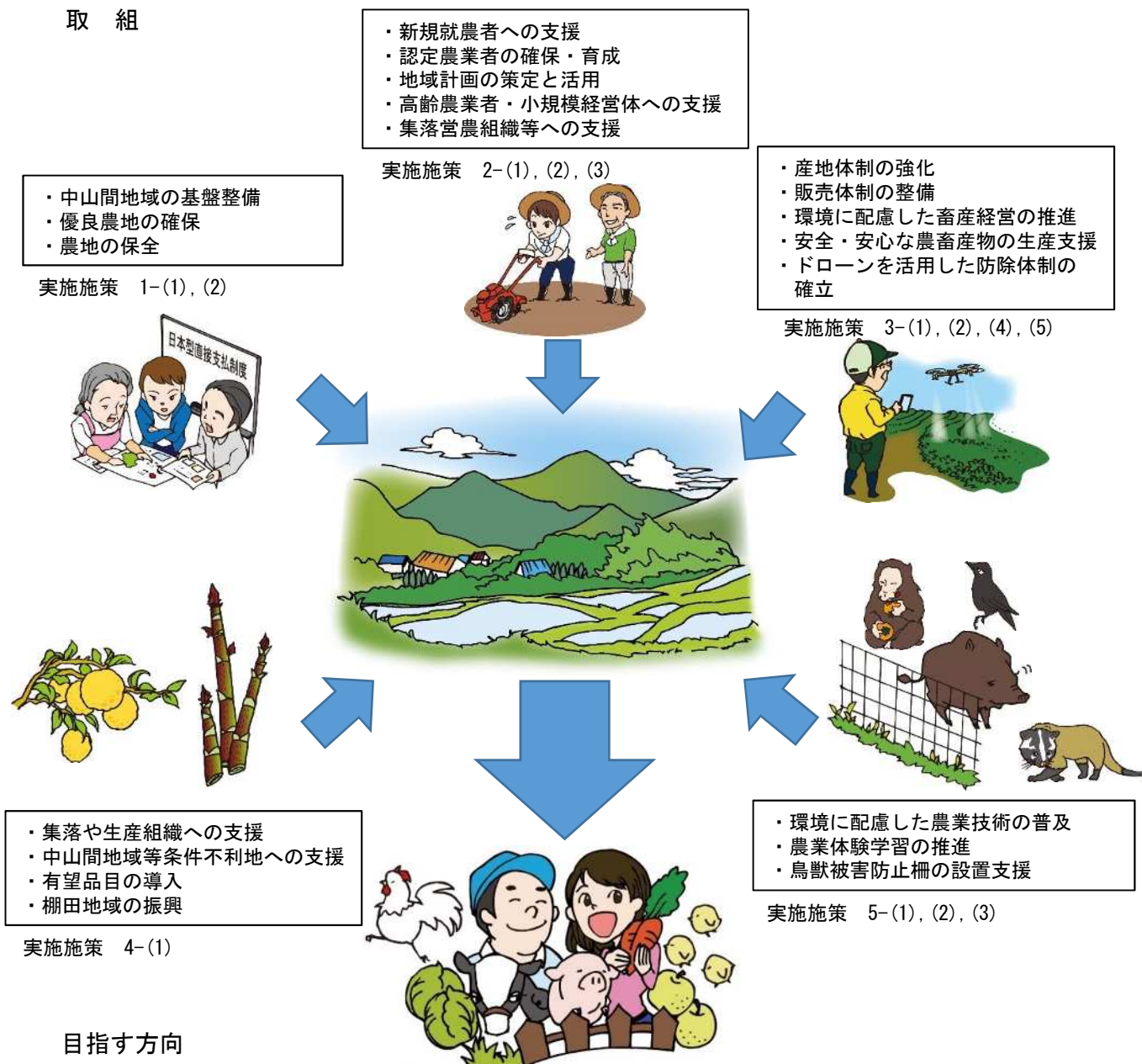
農 区	鏡、土佐山の全域と朝倉、旭、初月、秦、一宮の中山間地域（針木、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩、尾立、蓮台、柴巻、円行寺、三谷、セツ淵、重倉、久礼野）		
農業経営体数及び経営耕地面積	314経営体 363ha (田：123ha、畑：166ha、樹園地：74ha)	関係農家数	総農家数 452戸 販売農家数 301戸 (うち主業農家数91戸)
主な農産物	水稻：中生 露地野菜：畝ショウガ、ネギ、ニラ、軟弱野菜、キャベツ、ハクサイ 施設野菜：ミョウガ、軟弱野菜、ネギ、ニラ 施設花き：ユリ 果樹：ユズ、ウメ 特用作物：シキミ、サカキ、山菜類（イタドリ）、茶、タケノコ、四方竹 畜産：酪農		
地域の現状と問題点、今後の方向性及び営農上の課題 <地域の現状と問題点> 本地域は、本市北部に位置する平野外縁部から山間部にかけて、市面積の約半分を占める傾斜地の多い地域である。販売農家に占める主業農家の割合は30.2%であり、各集落は小規模農家によって集落機能が支えられており、集落の多くが中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の特色を活かした農業を展開している。 65歳以上の高齢農業者の割合は年々増加しており、労働力に見合った生産活動が行われている。その他、有機農業をはじめとする環境保全型農業や農産物の加工などに取り組み、街路市などの直販活動により生計を立てている農家も見られるものの、そのほとんどは自給的農家が多い。 地域の基幹作物である畝ショウガ、ミョウガ、ネギ、ユズ、四方竹等は、JA等を通じて大都市圏を中心に共同販売されているほか、生産が小規模な野菜や果実などは地元市場や直販所等への出荷により直接販売されている。 土佐山地域では、（一財）夢産地とさやま開発公社が中山間地域における有機農産物の生産・加工・販売や、小規模農家の集出荷支援、新規就農者の育成を行っているほか、高知市土佐山柚子生産組合では、産地提案書を作成し、多様な担い手の確保に取り組んでいる。また、ユズの栽培においては、農作業の負担軽減につながるスマート農業の推進のため、民間企業とも協力し、ドローンによる防除や収量予測等に関する実証実験を行った。 鏡地域では、ウメや茶の産地が形成されており、共同出荷や共同加工が行われているほか、荒廃農地対策として栽培イタドリの生産が盛んに行われており、中山間地域の有望品目として産地化を推進している。また、一部の集落営農組織では法人化を行い、農地の保全や集落の維持・発展に努めている。 畜産においては、山地を利用した酪農に取り組んでおり、一部の酪農家は、経営の多角化や酪農教育ファームの資格を取得し、農業体験を通じて学習の場を提供している。			
<今後の方向性> 中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の維持に努めるとともに、集落営農組織等への支援や、親元就農をはじめとした新規就農者の確保対策を推進する。併せて高齢化や農業従事者不足に対し、農福連携等の新たな労働力確保対策を行い、荒廃農地・放任園の抑制・解消につなげていく。 集落機能の維持・強化のために、行政やJA、関係団体等が連携し、集落機能を支える小規模農家の農業活動を支援するとともに、農作業の効率化や農地の集積・集約化につながるほ場整備を実施できるよう支援していく。 基幹作物については、産地ぐるみによる付加価値向上、集出荷施設の集約や高度化を行うとともに、個別経営体の経営強化により円滑な事業継承を行える環境を整備し、産地の維持に努めていく。また、街路市や直販所等への出荷を中心に生計を立てている農家も多いため、直販所等の機能を充実させ、販売額、農業所得の向上を図っていく。さらに、中山間地域の有望品目であるイタドリ等を活用した加工品の開発による高付加価値化を図るとともに、外商活動・販路拡大について支援を行い、地産地消・外商につなげていく。 都市部との交流イベントの開催や移住・定住の促進による、集落の維持・活性化を図っていく。 近年の野生鳥獣による農作物被害は深刻であり、中山間地域の農業の維持を図る上でも有害鳥獣対策は重要となっている。地域と農業者の連携の下、農業者個人や地域ぐるみによる侵入防止柵の設置や追い払い等を行い、「守る」、「追い払う」、「捕獲する」取組をバランスよく進めていく。			
<営農上の課題> 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う労働力の不足に加え、野生鳥獣による農作物被害によって耕作意欲が減退していることから、荒廃農地が増加し、国土の保全や水源かん養など農地の持つ多面的機能が低下している。加えて、農地が狭小で分散しており、傾斜地が多く、農道等の整備も不十分であることから作業効率が悪いほか、生産性も低く、農業所得の確保が困難である。生産性の向上や農作業の効率化を図るためには、ほ場整備が有効な手法の一つであるが、地域内での合意形成が課題となっている。 また、食の安全性を確保し、消費者からの信頼を獲得するため、集出荷施設の老朽化への対応や、HACCP等の導入も視野に入れた施設の高度化が必要となってきている。			
今後、育成又は改善が望まれる営農類型とその施策 露地野菜（畝ショウガ）：高品質化、担い手の確保、集出荷施設の高度化 施設野菜（ミョウガ、軟弱野菜、ニラ）：栽培技術の高位平準化 果樹等（ユズ、四方竹）＋水稻：生産基盤の整備、経営面積の拡大、担い手の確保 施設軟弱野菜＋露地軟弱野菜＋水稻：地産地消及び環境保全型農業の推進、経営面積の拡大			

※農業経営体数、経営耕地面積及び農家数は、2020年農林業センサスに基づく高知市農林水産課調べ

課 題

- ◆農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足
- ◆荒廃農地の増加による農地の持つ多面的機能の低下
- ◆ほ場整備に係る地域内の合意形成
- ◆集出荷施設の老朽化
- ◆野生鳥獣による農作物被害

取 組



目指す方向

- ◆新規就農者や新たな労働力の確保対策による荒廃農地・放任園の抑制・解消
- ◆農作業の効率化や農地の集積・集約化につながるほ場整備の実施
- ◆集出荷施設の集約や高度化，個別経営体の経営強化等による産地の維持
- ◆直販所等の機能充実による販売額，農業所得の向上
- ◆都市部との交流や移住・定住の促進による集落の維持・活性化
- ◆農業者個人や地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策の推進

(2) 里山地域

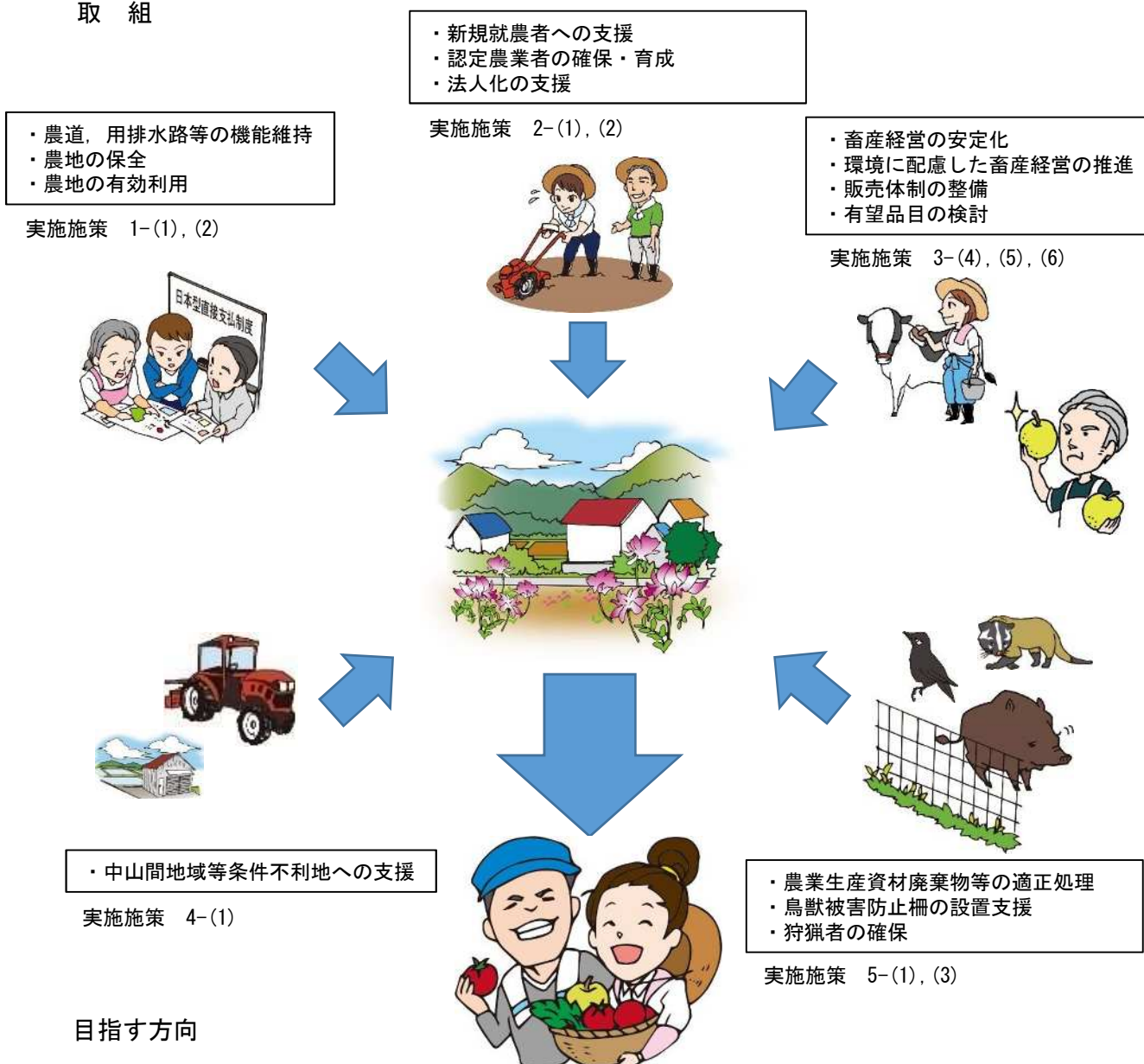
農 区	朝倉, 五台山, 高須, 三里, 長浜の里山地域		
農業経営体数 及び 経営耕地面積	80経営体 102ha (田: 71ha, 畑: 9ha, 樹園地: 22ha)	関係 農家数	総農家数 116戸 販売農家数 77戸 (うち主業農家数27戸)
主な農産物	水稻: 早生, 中生 果樹: ナシ, スモモ, ミカン 畜産: 酪農		
地域の現状と問題点, 今後の方向性及び営農上の課題			
<地域の現状と問題点> <p>本地域は, 郊外に点在している里山を利用して農業が営まれている地域である。田と畑が混在しており, 水稻や果樹栽培のほか, 畜産が行われている。販売農家に占める主業農家の割合は35.0%で, その多くは果樹栽培農家である。</p> <p>水稻の多くは, 自給用に生産されている。一方で, 果樹を栽培しつつ, 出作により一定規模の水稻を栽培する農家も多い。</p> <p>果樹については, ナシ, スモモなどが地域の基幹作物となっている。ナシの産地である朝倉・三里地域では, 「新高」を中心に栽培が行われており, 高知県の特産品として県内外の消費者に直接販売されている。しかし, 近年の温暖化が起因とみられる生理障害(ミツ症, やけ果等)により収益が減少していることから, 「新高」に加え他品種の栽培を行うほか, 他の果樹や野菜栽培による複合経営を行う農家もいる。</p> <p>スモモの産地である高須, 五台山地区では, 選別, 出荷作業は共同化されており, JA等を通じて共同出荷し, 早期出荷の産地として市場の評価を得ているが, 高齢化による労働力不足等により産地が縮小している。</p> <p>畜産については, 数戸の農家によって里山の裾野で酪農・養鶏が営まれており, 飼養頭数の拡大や施設の高度化を図り, 大規模な経営に取り組んでいる酪農家もいる。酪農については, 畜舎が住宅地に近接している地域もあり, 周辺環境に配慮した営農や施設整備等が求められている。</p> <p>里山地域においてもイノシシ, ハクビシン, カラスなどの野生鳥獣による農作物被害が拡大している。</p>			
<今後の方向性> <p>ナシ・スモモについては, 市場評価の高い高品質果実の生産に向けた栽培技術の見直しと併せて温暖化対策を進めていくとともに消費者の嗜好に対応した品種の導入の検討を行っていく。</p> <p>また, 農業従事者が減少していく中で農繁期の労働力の確保が必要となっており, 地域の現状に即した多様な担い手の確保・育成に向けた取組を行うとともに, 担い手への農地(樹園地)の承継や流動化を図ることで, 産地の維持・発展につなげる。</p> <p>畜産については, 畜産クラスターの構築を検討するとともに, 施設の高度化と併せた周辺環境に配慮した営農に取り組み, また, 耕畜連携による飼料の供給や堆肥の有効活用についても推進していく。</p> <p>鳥獣被害防止対策については, 地域の実情に即した農業者個人や地域ぐるみによる防除を行うとともに, 新規狩猟者の確保対策も進めていく。</p>			
<営農上の課題> <p>ナシの主要品種である「新高」は, 贈答需要の減少や県外産同品種の流通により販売価格が低迷しており, また, 温暖化に起因するとみられる生理障害(ミツ症, やけ果等)の発生が課題となっている。</p> <p>スモモについては, 生産者の高齢化や水稻との複合経営による農繁期の労働力不足のため, 規模の拡大が望めない状況にある。また, 果樹専作では農業所得の確保が困難であり, 果樹と他品目の複合経営に取り組む必要がある。</p> <p>畜産については, 飼養頭数の拡大による家畜排せつ物の処理のほか, 飼料の高騰対策が必要となっている。</p> <p>鳥獣被害については, 農業従事者の高齢化に伴い, 農業者個人や地域ぐるみの対策が十分に取れておらず, 農作物被害の増加が懸念されている。</p>			
今後, 育成又は改善が望まれる営農類型とその施策			
果樹(ナシ): 品質・市場評価の維持, 需要に応じた品種の導入, 担い手の確保 果樹(スモモ)+水稻: 市場評価の維持, 経営の合理化, 担い手の確保 畜産(酪農): 施設の高度化, 堆肥の有効活用, 畜産クラスターの構築			

※農業経営体数, 経営耕地面積及び農家数は, 2020年農林業センサスに基づく高知県農林水産課調べ

課 題

- ◆ 温暖化に起因する果実の生理障害の増加（ナシ）
- ◆ 水稲との複合経営における農繁期の労働力不足（スモモ）
- ◆ 家畜の増頭による排せつ物の処理，飼料の高騰
- ◆ 野生鳥獣による農作物被害

取 組



- ◆ 栽培技術の見直しや消費者の嗜好に対応した品種の導入
- ◆ 地域の現状に即した多様な担い手の確保・育成
- ◆ 担い手への農地（樹園地）の承継や流動化による産地の維持・発展
- ◆ 畜産クラスターの構築や施設の高度化
- ◆ 耕畜連携による飼料の供給や堆肥の有効活用
- ◆ 農業者個人や地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策と新規狩猟者の確保対策の推進

(3) 平坦部水田地域

農 区	布師田, 大津, 介良の全域と一宮, 五台山, 高須の平坦部水田地域		
農業経営体数 及び 経営耕地面積	215経営体 377ha (田: 347ha, 畑: 22ha, 樹園地: 8ha)	関係 農家数	総農家数 320戸 販売農家数 207戸 (うち主業農家数53戸)
主な農産物	水稻 : 早生 施設野菜: イチゴ, トマト, ミョウガ, 軟弱野菜 施設花き: ユリ		
地域の現状と問題点, 今後の方向性及び営農上の課題			
<地域の現状と問題点> <p>本地域は, 田園風景豊かな平坦部の水田地帯であり, 水稻, 施設野菜, 施設花きなどの栽培が行われている。販売農家に占める主業農家の割合は25.6%で, 多くは水稻と施設園芸の複合経営である。</p> <p>水稻は早生が主であり3月下旬から4月上旬に定植され, 8月上・中旬に収穫がほぼ終了する。収穫された米は, JA等を通じて大都市圏に出荷され, 早場米として市場の評価を得ているが, 近年は米価の下落により非主食用米(加工用米・飼料用米等)の作付けや, 農業所得の確保に向け, 水稻後作での野菜栽培なども多くなってきている。</p> <p>本市の水田地域の多くが海拔ゼロメートル地帯であり, 地下水の塩水化や排水不良による湿田が多く, 露地栽培や施設園芸が可能な農地が限られているため, 水稻に代わる有望品目や湿田解消対策について, 関係機関とともに研究が行われている。</p> <p>また, 農作業の効率化や軽減の取組として, 共同ヘリ防除や集落営農組織及び農作業受託組織による農作業受託のほか, 日本型直接支払制度を活用し, 農道や水路の清掃等の共同作業や環境に配慮した農業生産活動が行われている。</p> <p>担い手への農地の集積については, 比較的進んでいるものの, 面的な集約までは至っておらず, 一部の地域においては, 農地中間管理機構と連携し, ほ場整備事業の導入検討が進められている。</p> <p>水稻との組み合わせによる施設園芸では, イチゴ, トマト, ミョウガ, ユリなどが周年栽培されており, JA等を通じて大都市圏を中心に共同販売されているが, トマト, イチゴなどは個人販売を行う農家も見られ, 特に一宮地区の高糖度トマトは市場で高い評価を受けている。</p> <p>大津地区ではミョウガの産地化が図られており, 担い手による高度化されたハウス施設での栽培が行われている。</p> <p>一部の地域では市街化区域が混在しており, 住宅地の近隣で営農が行われていることから, 地震発生時の加温用燃料タンクからの重油の流出防止対策が必要となっている。</p>			
<今後の方向性> <p>農地中間管理機構と連携し, 地域内の合意形成に基づくほ場整備を実施し, 担い手への農地の集積・集約化や農作業の効率化を図ることにより大規模な稲作農家の育成を行うとともに, 集落営農組織等による農作業受託を推進し, 水稻栽培におけるコスト削減を進めていく。また, ほ場整備と併せて施設園芸団地の形成を目指すとともに, 集落営農組織など多様な担い手の確保による産地の維持を図っていく。</p> <p>水稻に代わる有望品目の導入や湿田解消に向け, 関係機関とともに研究を進め, 水稻と有望品目による複合経営を推進していく。また, 労働力が競合する品目については, 他品目への誘導や新たな労働力の確保対策を進め, 農業所得の向上につなげていく。</p> <p>一部の地域は津波浸水想定区域であることから, 加温用燃料タンクの削減, 流出防止装置付きタンクや防油堤の設置の必要性について, 啓発活動を進めるとともに, 設置についての支援も行っていく。</p>			
<営農上の課題> <p>水田地域の多くが地下水の塩水化や排水不良による湿田が多く, 水田を畑地化するには排水対策や良質な用水の確保が課題となっている。</p> <p>水稻栽培が中心の複合経営を行っている農家においては, 米価の低迷により農業所得が十分に得られず, 機械や施設の更新等を行う際に, 離農する農家も多くなってきている。また, 農業従事者の減少や高齢化, 農繁期の労働力の競合により, 規模拡大が望めない状態であり, 園芸産地の維持が困難となっている。</p> <p>生産性の向上や担い手への農地の集約化を図るためには, ほ場整備が有効な手法の一つであるが, 地域内での合意形成が課題となっている。</p> <p>加温用燃料タンクからの重油の流出防止対策が必要であるが, 経費の負担等から整備が進んでいない。</p>			
今後, 育成又は改善が望まれる営農類型とその施策 <p>水稻+非主食用米+施設園芸又は露地野菜: 所得の確保 水稻+施設園芸(野菜, 花き): 水田フル活用による所得の向上, 担い手の確保 水稻+裏作又は露地野菜: 土地利用型の大規模経営農家の育成</p>			

※農業経営体数, 経営耕地面積及び農家数は, 2020年農林業センサスに基づく高知市農林水産課調べ

課 題

- ◆地下水の塩水化や排水不良による湿田化
- ◆米価の低迷による農業所得の減少
- ◆複合経営における農繁期の労働力の競合
- ◆ほ場整備に係る地域内の合意形成
- ◆津波浸水想定区域における加温用燃料タンク対策

取 組

- ・平坦地域の基盤整備
- ・農道、用排水路等の機能維持
- ・農業用施設の改修
- ・農地の有効利用

実施施策 1-(1), (2)



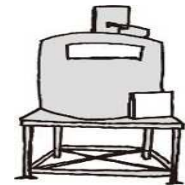
- ・新規就農者への支援
- ・認定農業者の確保・育成
- ・地域計画の策定と活用
- ・集落営農組織等への支援

実施施策 2-(1), (2), (3)



- ・防災機能を備えた加温用燃料タンク等の整備
- ・ドローンを活用した防除体制の確立
- ・水田フル活用と米の需給調整
- ・複合経営による経営の安定化
- ・学校給食用食材の生産支援
- ・有望品目の検討

実施施策 3-(1), (2), (3), (5), (6)



- ・集落や生産組織への支援

実施施策 4-(1)



- ・環境保全型農業直接支払制度の推進
- ・環境に配慮した農業技術の普及
- ・都市と農村の交流

実施施策 5-(1), (2)



目指す方向

- ◆水稲に代わる有望品目の導入や複合経営の推進
- ◆人・農地プランを活用した地域内の合意形成に基づく基盤整備の実施
- ◆集落営農組織等の多様な担い手の確保による産地の維持
- ◆他品目への誘導や新たな労働力の確保による農業所得の向上
- ◆防災機能を備えた加温用燃料タンク・防油堤の整備の推進

(4) 沿岸部砂畑地域

農 区	長浜, 三里の沿岸部砂畑地域		
農業経営体数 及び 経営耕地面積	46経営体 37ha (田: 4ha, 畑: 30ha, 樹園地: 3ha)	関係 農家数	総農家数 57戸 販売農家数 41戸 (うち主業農家数28戸)
主な農産物	施設野菜: 新ショウガ, スイカ, メロン, ピーマン 施設花き: ユリ, グロリオサ		
地域の現状と問題点, 今後の方向性及び営農上の課題			
<地域の現状と問題点>			
<p>本地域は、海岸沿いに形成された砂畑地帯で、砂地の特性を活かした施設園芸が盛んに行われている地域である。販売農家に占める主業農家の割合は68.2%で、施設園芸専作農家が多い。生産された農産物については、一部個人による出荷が行われているものの、JA等を通じた大都市圏へのお荷が主体であり、共同選果・出荷による体制が整備されている。</p> <p>花きについては、長浜地区ではユリ、三里地区ではグロリオサがそれぞれ県内の主要な産地となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、花きの需要が減少し、農業経営に大きな影響を与えた。経営リスク軽減のために花きから野菜などに経営転換した農家もいるが、現在は、花きの需要も回復し始めている。</p> <p>ユリについては、農家の生産技術が高位平準化され高品質なものが多く、市場の評価も高くブランド化されている。また、JA高知市長浜支所園芸部花卉部会ではユリの産地提案書を作成し、産地提案型の担い手確保に取り組んでいる。</p> <p>グロリオサについては、全国一の出荷量を誇るとともに、国内だけでなく海外市場からも高い評価を受け、中国、アメリカ、オランダへの輸出が行われている。</p> <p>新ショウガについては、長浜・三里地区で栽培されているが、高齢化等により産地維持が困難となっていることから、研修生の受け入れなど新規就農者の確保対策に取り組んでいる。</p> <p>海岸沿いの地域であることから良質な地下水が少なく、三里地区では、工業用水を農業用水として利用しているが、パイプラインの老朽化が進んでいる。また、台風等による高波・強風への対策が必要であることに加え、一部の地域では市街化区域が混在しており、住宅地の近隣で営農が行われていることから、周囲の環境に配慮した営農のほか、地震発生時の加温用燃料タンクからの重油の流出防止対策が必要となっている。</p> <p>補助事業等を活用することで経営規模の拡大を図るとともに、ハウス内環境情報等のビッグデータを活用するIoT技術、総合的に病害虫を管理するIPM技術及び環境制御技術などを積極的に導入し、品質の向上、増収を目指す農家も多い。</p>			
<今後の方向性>			
<p>経営の安定化を図るため、個々の農家における経営能力の向上に加え、出荷状況や消費地での販売状況を把握し、規格の統一や計画生産に取り組んでいく。併せて販路拡大と輸出拡大を図るとともに、市場評価を高める活動を継続して行っていく。</p> <p>地域の現状に即した担い手の確保に努め、環境保全型農業の推進、施設の高度化や環境制御技術の導入、病害虫の防除の徹底による品質の高位平準化を図り、さらなる園芸産地の維持・発展を目指していく。</p> <p>農繁期の労働力不足を解消するために、新たな労働力を確保し、農業経営の発展を図っていく。</p> <p>農地周辺の都市化、混住化が進んでおり、周辺環境に配慮した営農を推進していくほか、南海トラフ巨大地震対策として加温用燃料タンクの削減、流出防止装置付きタンクや防油堤の設置の必要性について啓発活動を進めるとともに、設置についての支援も行っていく。また、環境負荷低減を図るため、化石燃料を使用する暖房機だけでなく、ヒートポンプを併用したハイブリッド型の施設園芸を推進していく。</p> <p>三里地区については、パイプラインの改修等の検討を行っていく。</p>			
<営農上の課題>			
<p>ユリについては、品質等の市場評価は高いものの、他産地との競合や需要の減少等により単価は低い水準で推移しており、農業所得の確保が困難となっている。</p> <p>グロリオサについては、アザミウマ被害による品質の低下が課題となっており、防除の徹底が必要となっている。また、需要の減少等により単価は低い水準で推移しているほか、個々の農家での品質にばらつき等があるため、産地として栽培技術の高位平準化を図る必要がある。</p> <p>農業従事者の高齢化に伴い、産地の維持が困難となっているため、後継者や新たな担い手の確保に努める必要がある。また、施設利用型の専作農家が多く、地域住民を中心に雇用して労働力の確保が行われているが、被雇用者の高齢化も進展しているため、新たな労働力の確保に向けた取組が必要となっている。</p> <p>沿岸部の地域であるため、良質な用水の確保が課題であり、特に三里地区においては、農業用水施設が老朽化していることから、施設の長寿命化対策や更新が必要となっている。</p> <p>加温用燃料タンクからの重油の流出防止対策が必要であるが、ハウスを減築しないと用地の確保が困難であることや経費の負担等から整備が進んでいない。</p>			
今後、育成又は改善が望まれる営農類型とその施策			
施設園芸(野菜, 花き): 施設の高度化, 品質の高位平準化, 輸出の促進, 周辺環境に配慮した営農の推進			

※農業経営体数, 経営耕地面積及び農家数は, 2020年農林業センサスに基づく高知市農林水産課調べ

課 題

- ◆他産地との競合や需要の減少による価格の低迷（ユリ）
- ◆産地における品質のばらつき（グロリオサ）
- ◆後継者や担い手の不足
- ◆農業従事者や被雇用者の高齢化による労働力不足
- ◆津波浸水想定区域における加温用燃料タンク対策

取 組

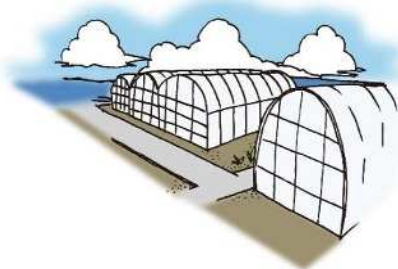
- ・農道、用排水路等の機能維持
- ・農業用施設の改修
- ・優良農地の確保

実施施策 1-(1), (2)



- ・新規就農者への支援
- ・認定農業者の確保・育成
- ・地域計画の策定と活用

実施施策 2-(1), (2)



- ・農作物の安定生産・高収量化
- ・防災機能を備えた加温用燃料タンク等の整備

- ・IOPクラウド等の活用
- ・販路拡大への支援
- ・農福連携によるマッチング支援

実施施策 3-(1), (2), (5), (6)



- ・環境に配慮した農業技術の普及
- ・化石燃料に依存しない施設園芸の推進
- ・市民農園の管理・開設

実施施策 5-(1), (2)



目指す方向

- ◆施設の高度化や環境制御技術の導入，病虫害の防除の徹底による品質の高位平準化
- ◆地域の現状に即した担い手の確保による園芸産地の維持・発展
- ◆新たな労働力の確保による産地の維持，農業経営の発展
- ◆防災機能を備えた加温用燃料タンク・防油堤の整備の推進
- ◆化石燃料を使用する暖房機とヒートポンプを併用したハイブリッド型の施設園芸の推進

(5) 市街化地域

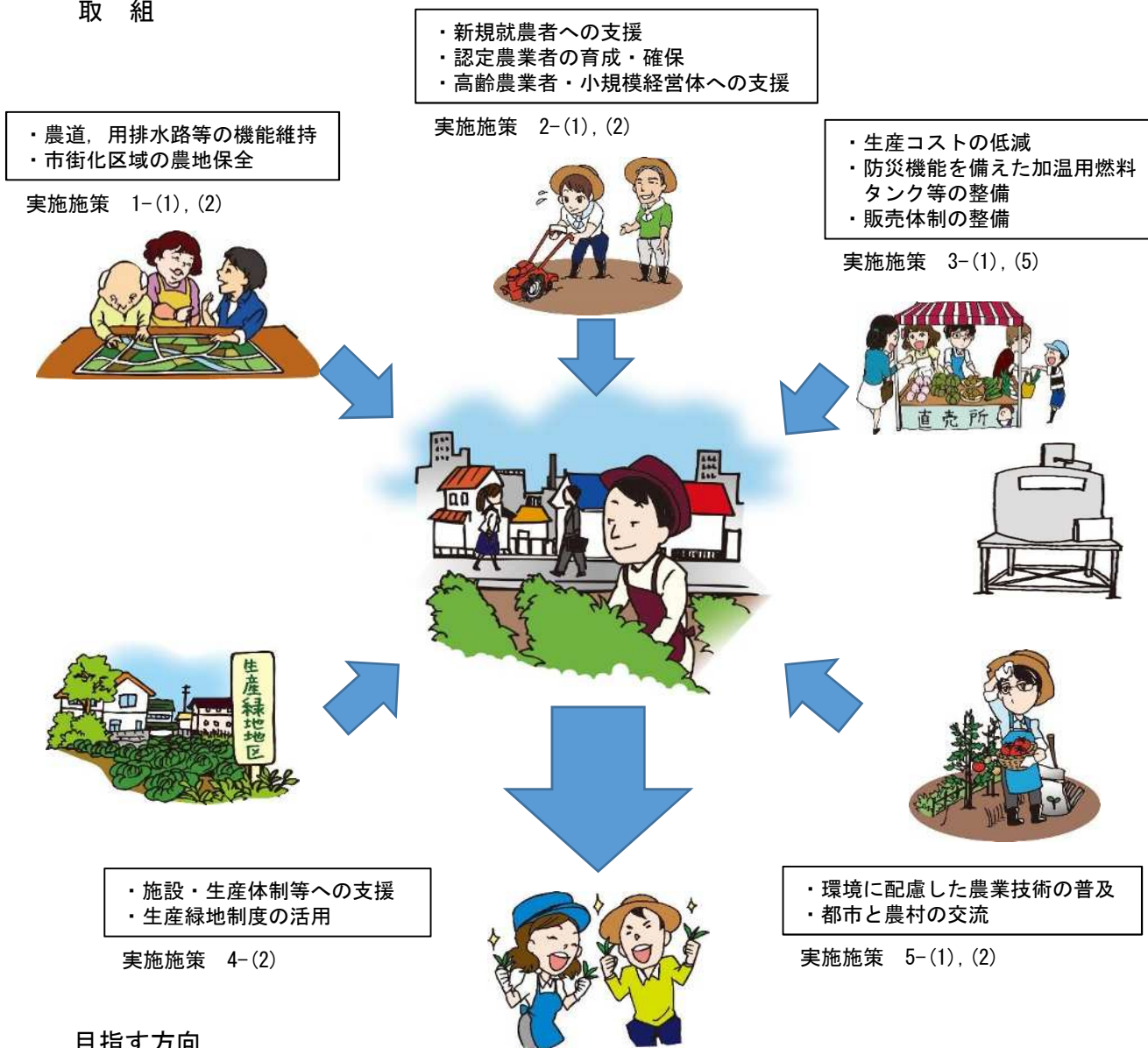
農 区	市街化区域内にある農業地域 (朝倉, 鴨田, 旭, 秦, 初月, 中央, 潮江を主とする地域)		
農業経営体数 及び 経営耕地面積	240経営体 306ha (田: 230ha, 畑: 55ha, 樹園地: 21ha)	関係 農家数	総農家数 386戸 販売農家数 221戸 (うち主業農家数61戸)
主な農産物	水稲 : 早生 施設野菜: 軟弱野菜 施設花き: 切花, 鉢物		
地域の現状と問題点, 今後の方向性及び営農上の課題			
<p><地域の現状と問題点></p> <p>本地域は, 都市化の進展により市街化区域内に点在する農地で農業が営まれており, 露地又は施設による野菜や花き, 水稲栽培が行われている。販売農家に占める主業農家の割合は27.6%で, 農業の他に不動産経営等による農外所得を得る農家もいる。</p> <p>水稲は, 自給用に生産される場合が多いが, 一部の農業者については, 市外への出作により一定規模の生産を行っており, 収穫された米は, J A等を通じて出荷されている。</p> <p>野菜, 花きの生産については, 施設栽培により生産されるものが多く, 生産物の多くは個人による市内市場への出荷や量販店との直接取引のほか, 直販所等での販売を行っている。これらの作物は, 消費地に近く, 鮮度も高いことから消費者に高く評価されているものの, 計画的な出荷ができないため, 価格変動が激しく, 経営の安定化にはつながっていない。さらに近年は農業従事者の高齢化等による作業効率の低下や高い固定資産税の負担から, 農業所得の確保が困難となり, 離農する農家も増え, 農地の転用や相続等により農地を手放すケースが増えてきている。</p> <p>一部の地域では, 農産物の付加価値を高める取組として, 本市の伝統的な野菜を復活させ, 大都市における販路開拓や地域の学校と連携した食育活動を行っている。</p> <p>本地域の農地は, 農産物の生産のみならず, 四季折々の景観, 農業体験・学習の場, 市民農園などの楽しみや憩いの場の提供のほか, 災害に備えたオープンスペースなど多面的な機能を担っており, 令和元年度からは, 生産緑地制度を導入し, 農地の保全を図っている。また, 生産緑地制度の周知を図るため, 協議会の設立に向けた動きがある。</p> <p><今後の方向性></p> <p>農業従事者が減少する中で, 後継者の確保に加え, 施設や基盤の整備により農地や産地の維持に努めるとともに, 産直活動等の支援を行うことで, 地産地消の推進と農業所得の向上につなげていく。</p> <p>生産緑地制度の活用による農地の保全を推進し, 減災, 市民農園, 農業体験など農地の持つ多面的機能を発揮するとともに, 制度や事業の周知を行い, 指定農地の増加と生産基盤の強化を図っていく。</p> <p>また, 都市と調和した農業振興に努めるとともに, 地震発生時の住宅地における二次災害のリスクを軽減するため, 加温用燃料タンクの削減, 流出防止装置付きタンクや防油堤の設置の必要性について啓発活動を進めている。</p> <p><営農上の課題></p> <p>軟弱野菜など市内市場に出荷される作物は個人販売であるため, 地区全体として計画的な出荷ができないこともあり, 価格の変動が激しく経営の安定化が困難である。また, 限られた農地での営農となるため, 生産性, 農産物の付加価値の向上が必要である。</p> <p>農業従事者の後継者が他産業へ流出し, 担い手の確保が困難となっているほか, 農地の多くは市街地にあるため, 用排水施設などの生産基盤が脆弱である。また, 堆肥の施用や農薬の散布, 施設や機械の騒音等の営農面以外の課題のほか, 固定資産税の負担も重く, 農地の維持が困難となっている。</p> <p>地震発生時の加温用燃料タンクの転倒による重油の流出が懸念されているものの, ハウスを減築しないと用地の確保が困難であることや経費の負担等から防災機能を備えたタンクや防油堤の整備等が進んでいない。</p>			
<p>今後, 育成又は改善が望まれる営農類型とその施策</p> <p>施設園芸専作(野菜, 花き): 施設の高度化, 加温用燃料タンク整備</p> <p>施設園芸+水稲(出作): 施設の高度化, 加温用燃料タンク整備</p> <p>施設園芸+施設園芸(出作): 施設の高度化, 加温用燃料タンク整備</p>			

※農業経営体数, 経営耕地面積及び農家数は, 2020年農林業センサスに基づく高知市農林水産課調べ

課 題

- ◆限られた農地での営農
- ◆後継者の他産業流出による担い手不足
- ◆市街化区域内の農地の減少
- ◆津波浸水想定区域における加温用燃料タンク対策
- ◆周辺環境に配慮した営農

取 組



目指す方向

- ◆後継者の確保と併せた施設や基盤の整備による産地の維持
- ◆産直活動等の支援による地産地消の推進と農業所得の向上
- ◆生産緑地制度の活用による、農地の保全・流動化の推進、都市農地の多面的機能の維持・発揮
- ◆防災機能を備えた加温用燃料タンク・防油堤の整備の推進
- ◆都市と調和した農業振興

(6) 仁淀川水系の平坦地域

農 区	春野地域		
農業経営体数 及び 経営耕地面積	437経営体 386ha (田：248ha, 畑：126ha, 樹園地：12ha)	関係 農家数	総農家数 623戸 販売農家数 422戸 (うち主業農家数227戸)
主な農産物	水稻：早生 施設野菜：キュウリ, 新ショウガ, トマト, メロン, ナス 施設花卉：ユリ, キク, 花苗 露地野菜：ショウガ 果樹：文旦, ミカン, ナシ 畜産：養鶏, 合鴨		
地域の現状と問題点, 今後の方向性及び営農上の課題 <地域の現状と問題点> 本地域は、仁淀川の豊かな水が吾南用水により引き込まれた南西部に位置し、田園地帯が形成され、施設園芸や水稻栽培が盛んに行われている。販売農家に占める主業農家の割合は53.8%で、施設園芸専作農家が多い。園芸作物の多くはJA高知県春野営農経済センターの集出荷場で共同選果され、大都市圏に出荷されているほか、「春の里」等の直販所へ出荷する農家もいる。施設園芸の振興については、JA高知県春野営農経済センターが中心となりキュウリ及び新ショウガの産地強化やトマトのブランド化に取り組んでいる、また、補助事業等を活用することで経営規模の拡大を図るとともに、ハウス内環境情報等のビッグデータを活用するIOP技術、総合的に病害虫を管理するIPM技術及び炭酸ガス発生機等の導入による環境制御技術などを積極的に導入し、品質の向上、増収を目指す農家も多い。一方で農業者や被雇用者の高齢化も進んでいることなどから、新たな労働力確保にも取り組んでいるが、農家だけでなく集出荷場の労働力も同様に不足が懸念されている。高齢化等による担い手不足対策として、JA高知県春野胡瓜部会では新規就農希望者である研修生を受け入れる体制を構築し、研修から就農までの支援を行い、産地の維持に取り組んでいるが、新規就農時のハウスの確保が十分に行えていない状態にある。そのため、2022(令和4)年度からは就農に必要な中古ハウスのマッチングを流動的に行えるようJA高知県、県、市及び農業委員会で組織する「春野町新規就農者育成協議会」を設立し、中古ハウスの確保対策を行っている。施設花きについては、ユリ、キクを中心に栽培が行われており、これらの作物はJA等を通じて出荷されている。また、果樹については、ミカンや文旦の生産が北部の丘陵地、ナシについては新高や豊水を中心に弘岡下地区で生産されており、個人販売や直販所等での販売が中心となっている。水稻については、個々の農家で乾燥・調整作業を行い、JA出荷や個人販売を行っている。畜産では養鶏(卵)や合鴨、養豚、酪農が行われており、特に養鶏と合鴨については、県下でも大規模な分類に入る経営が行われている。近年、施設園芸への労働力の投入、高齢化や農産物価格の低迷による廃業によって、条件不利地を中心に農地の荒廃化が進んでいる。荒廃農地は、病害虫等の温床や雑草が繁茂することによって隣接農地への悪影響を及ぼしている。一部の地域においては、生産性の向上、荒廃農地の解消等のため、ほ場整備事業導入の検討を進めている。その他、地震発生時に加温用燃料タンクからの重油流出による農地の汚染、沿岸部では、津波による燃料タンク及び重油の流出が懸念されている。			
<今後の方向性> 県内有数の園芸産地の維持・発展に向けてハウス施設の整備・流動化を進めるとともに、多様な担い手を確保していく。また、IOP技術、IPM技術及び環境制御技術等の導入を支援し、生産体制の強化に努め、高収量・高品質化による農業所得の向上を目指していく。農業従事者等の高齢化による労働力不足が進展する中で、無料職業紹介所による求人・求職者のマッチングや、農福連携による新たな労働力を確保することで、労働力不足を解消し、農業経営の発展につなげていく。また、新規就農者の受け入れについて、空きハウスの確保と併せて積極的に進めていく。農地の集約化や農業基盤の整備等を行うことで荒廃農地の抑制・解消に努めるとともに、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、飼料用米の作付けによる水田の汎用等についても検討・研究を行っていく。被害が拡大しつつある野生鳥獣による農作物被害については、農業者個人や地域ぐるみによる侵入防止柵の設置や新規狩猟者の確保により被害対策を行っていく。南海トラフ巨大地震に備え、津波等による二次災害のリスクの軽減を図るため、流出防止装置付きタンク及び防油堤設置の必要性について啓発活動を進めるとともに、設置についての支援も行っていく。また、環境負荷低減を図るため、ヒートポンプ等エネルギー効率の高い施設園芸を推進していく。			
<営農上の課題> 農業従事者の高齢化に伴い、今後、園芸産地を維持することが困難な見通しとなっており、担い手の確保が必要であるが、就農場所の確保(空きハウス)ができずに就農に至らないという課題がある。また、荒廃農地の増加により病害虫の発生が起こるなど生産環境が悪化している。農業者の所得向上対策として環境制御技術の導入による収量の増加や作物の高位平準化に取り組む必要があるが、収量増加に伴う労働力不足や、集出荷施設の作業員の不足も課題となっている。生産性の向上や担い手への農地の集約化を図るためには、ほ場整備が有効な事業となるが、地域内での合意形成や担い手の確保が課題となっている。			
今後、育成又は改善が望まれる営農類型とその施策 施設園芸専作(野菜、花き)：施設の高度化・流動化、生産体制の強化、多様な担い手の確保、新たな労働力の確保			

※農業経営体数、経営耕地面積及び農家数は、2020年農林業センサスに基づく高知市農林水産課調べ

課 題

- ◆高齢化による農業の廃業及び担い手不足
- ◆農業廃業に伴うハウスの取り壊しや放置
- ◆施設園芸における生産体制の強化及び農業所得の向上
- ◆耕作条件不利地を中心とした荒廃農地の増加
- ◆南海トラフ巨大地震に備えた加温用燃料タンクの対策

取 組

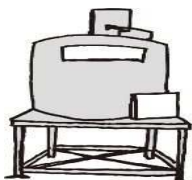
- ・平坦地域の基盤整備
- ・農道、用排水路等の機能維持
- ・農地の保全
- ・農地の有効利用

実施施策 1-(1), (2)



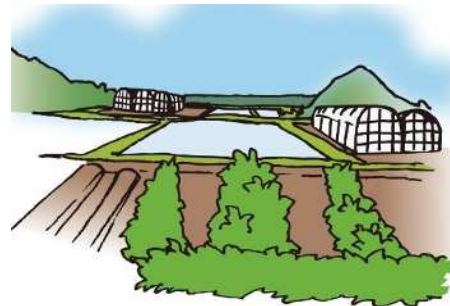
- ・新規就農者への支援
- ・認定農業者の確保・育成
- ・法人化の支援
- ・地域計画の策定と活用

実施施策 2-(1), (2)



- ・産地体制の強化
- ・農作物の安定生産・高収量化
- ・防災機能を備えた加温用燃料タンク等の整備
- ・中古ハウスの流動化
- ・IOPクラウド等の活用
- ・安全・安心な農畜産物の生産支援
- ・農福連携によるマッチング支援

実施施策 3-(1), (2), (5), (6)



- ・環境に配慮した農業技術の普及
- ・化石燃料に依存しない施設園芸の推進
- ・鳥獣被害防止柵の設置支援

実施施策 5-(1), (3)



目指す方向

- ◆農業後継者の育成や新規就農者の確保・育成
- ◆中古ハウスの流動化による新規就農者へのマッチング
- ◆IOP・IPM技術や環境制御技術の導入，燃油費削減による生産体制の強化，農業所得の向上
- ◆農業基盤整備等による荒廃農地の抑制・解消
- ◆防災機能を備えた加温用燃料タンク・防油堤整備の促進

第3章 基本構想

これまで述べてきた本市における農業の現状と課題，農業を取り巻く情勢等を踏まえ，本市農業が目指すべき目標を明らかにし，その目標に向けての方針・取組等を示します。

1 高知市の農業の目標

本計画における本市農業の目指すべき目標を，次のとおり示します。

『自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業』

農業は，食料を供給するとともに地域を支える重要な産業です。生産活動を通じて，水源かん養，生物多様性の保全，良好な景観の形成，文化の継承，地域社会の形成維持など，農業が営まれることにより様々な公益的機能が発揮されています。

本市農業が自然と人とまちの共生社会を支える重要な役割を果たしていることについて，農業者を含め市民が共に考え，共に理解し，各地域で維持・発展できる農業を目指します。

2 基本方針

本市農業の目標の実現に向けた農業振興の基本方針は，次のとおりとします。

『地域資源を最大限に活用した高知市ならではの農業・農村の振興』

本市は，農作物の栽培に適した気候条件に恵まれ，水と緑豊かな鏡・土佐山の中山間地域，園芸地帯である春野地域のほか，都市機能が集積する都市部を抱え，山間部から沿岸部までの地域で様々な資源を活かした農業が営まれています。

これらの地域資源を最大限に活かし，各地域で営まれている農業活動を良好なものとするため，農業基盤の維持・整備・活用，多様な担い手の確保・育成，競争力のある産地づくり，地域特性を活かした農業の展開，環境と共生したみどりの農業の推進に取り組み，高知市ならではの農業・農村の振興を図ります。

3 施策

計画の体系図

目標	基本方針	基本施策	実施施策
<p style="text-align: center;">自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業</p>	<p style="text-align: center;">地域資源を最大限に活用した高知市ならではの農業・農村の振興</p>	<p>1 農業基盤の維持・整備・活用</p>	<p>1-1 農業基盤の維持・整備</p> <p>1-2 農地の保全・流動化</p>
		<p>2 多様な担い手の確保・育成</p>	<p>2-1 新規就農者の確保・支援</p> <p>2-2 認定農業者等の育成・支援</p> <p>2-3 集落営農組織等の育成・支援</p>
		<p>3 競争力のある産地づくり</p>	<p>3-1 農業生産施設・機械等の整備</p> <p>3-2 スマート農業の推進</p> <p>3-3 水田フル活用の推進</p> <p>3-4 畜産業の振興</p> <p>3-5 地産地消・外商の推進</p> <p>3-6 労働力の確保・定着</p>
		<p>4 地域特性を活かした農業の展開</p>	<p>4-1 農村の活性化</p> <p>4-2 都市農業の振興</p>
		<p>5 環境と共生したみどりの農業の推進</p>	<p>5-1 環境保全型農業の推進</p> <p>5-2 豊かなグリーンライフの展開</p> <p>5-3 鳥獣被害防止対策の推進</p>

4 計画の成果指標

本市の農業・農村に関する課題等を踏まえ、計画の実現・達成のために各基本施策における成果指標と数値目標を以下のとおり設定します。

基本施策	指標	基準値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
1 農業基盤の維持・整備・活用	担い手(認定農業者・認定新規就農者)への農地集積面積 (※法的な契約に基づく賃貸借に限る)	563ha	620ha
	新規就農者数	32人/年	200人(累計値)
2 多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	269経営体	290経営体
	園芸用ハウス整備事業を活用したハウス整備面積	75.40a/年	4ha(累計値)
3 競争力のある産地づくり	管内の各JAにおける園芸品目の販売額	7,561百万円	8,040百万円
	直販所販売額(運営主体を高知市に置く直販所)	2,603百万円	2,780百万円
	中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積	392.9ha	400ha
4 地域特性を活かした農業の展開	生産緑地地区指定面積	8.18ha	14ha
	環境保全型農業直接支払交付金対象農地面積	52.37ha	60ha
5 環境と共生したみどりの農業の推進	有機JAS認証経営体数	5経営体	10経営体
	小学校における農業体験学習実施校数	34校	40校
	補助事業の活用による侵入防止柵の設置延長	81.643km	123km(累計値)

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、17のゴールと169のターゲット^(※)で構成されています。

SDGsは先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含んでおり、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。

SDGsが目指す姿は、本計画の目標「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」とも重なっており、基本施策に基づく取組を行うことにより、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。

※ターゲットとはゴールに対する具体的な目標です。



■ SDGs 17のゴール 出典：国際連合広報センターWEBサイトより

【SDGsの17のゴール名称】

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基礎をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

基本施策

関連性の高い上位5ゴール

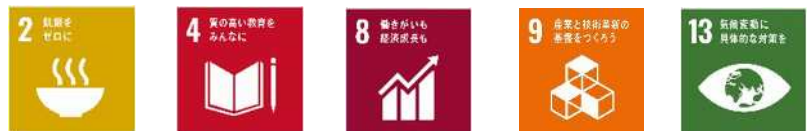
1 農業基盤の維持・整備・活用



2 多様な担い手の確保・育成



3 競争力のある産地づくり



4 地域特性を活かした農業の展開



5 環境と共生したみどりの農業の推進



第4章 実施施策

1 農業基盤の維持・整備・活用

(1) 農業基盤の維持・整備

ア 現状と課題

平坦地域の農地においては、軟弱な地盤に加え、排水不良による湿田が多く見られています。さらに、一部の地域では地下水の塩水化による水質の悪化も見られるなど、用排水路等の整備による安定した農業用水の確保が必要となっています。また、農村部の宅地開発や温暖化による降水量の増加などにより、農地の湛水被害が生じています。

中山間地域では、狭小な農地が点在し、その大半が急傾斜地にあることから、条件の悪い農地を中心に荒廃が進んでいます。

本市の農地の多くは狭小であり、生産性の向上や農作業の効率化を図るためには、ほ場整備が有効な手法の一つですが、地域内での合意形成が課題となっています。

農道や用排水路等の農業用施設について、行政と地域の協力の下、維持管理を行っていく必要があります。また、これらの多くが老朽化に伴い、機能低下が進行しており、長寿命化を図るための取組が必要です。

農業従事者の高齢化により、将来的に農道や用排水路の管理（田役）ができない地域が生じるおそれがあります。

イ 対策

用排水路等の整備や地下水の塩水化対策とともに、湛水被害を防ぐため、排水路や排水機場等の改修、更新を進めます。

平坦地域や中山間地域など、地域の実情に合った基盤整備を継続することにより、優良農地の確保や農地の保全を図ります。

担い手への農地の集積・集約化、農作業の効率化等を図ろうとする地域に対して、ほ場整備事業の導入を推進します。

田役の作業負担を軽減するため、農道や用排水路等の改修を進めるなど、農業用施設の機能維持を図ります。

ウ 取組

① 平坦地域の基盤整備

農作業の効率化など生産性を向上させるため、ほ場整備等を行います。

排水不良による湿田化や地下水の塩水化対策として、除塩装置の導入、新たな用水の確保、用排水路、排水ポンプ、水門等の整備を進めます。

② 中山間地域の基盤整備

農地が点在し、大規模なほ場整備が困難なため、小規模なほ場整備や農道・水路の改修等を行うことで、農作業の効率化、優良農地の確保を目指します。

③ 農道、用排水路等の機能維持

地域で管理している農道，用排水路等の機能維持・発揮に向けた地域共同活動を支援します。

農道，用排水路等の改修等を実施します。

④ 農業用施設の改修

機能保全計画に基づき，排水機場等の改修を実施します。

⑤ 災害時の復旧工事

大雨等により農地や農道等の農業用施設に被害が発生した場合は，国の認証事業等を活用し，速やかに復旧工事を行います。

エ 主な関連事業

- ◎ 多面的機能支払交付金
- ◎ 中山間地域等直接支払交付金
- ◎ 土地改良施設適正化事業
- ◎ 農地災害復旧事業
- ◎ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ◎ 農業土木施設災害復旧事業
- ◎ 農地耕作条件改善事業
- ◎ 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ◎ 農業競争力強化農地整備事業
- かんがい排水県営工事負担金
- 塩水化対策事業
- 災害復旧事業
- 土地改良事業
- 堰，揚水機維持管理費補助金交付事業
- 農業水利施設保全合理化事業
- 農道用排水路維持管理事業
- 仁ノ地区排水対策事業
- 排水機場維持管理事業
- 排水機場整備事業
- 春野農業用水送水施設等保全事業

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

(2) 農地の保全・流動化

ア 現状と課題

本市の農地については、農業振興地域内においても、小規模な転用等が行われており、まとまりのある優良農地の確保が困難となっています。

市街化区域の農地については、都市化とともに分断され、狭小で点在していることから、限られた農地での営農となるため、農業所得の確保が困難となっています。

中山間地域の農地についても、狭小で点在していることから作業効率の悪さに加え、農業従事者の減少や高齢化、鳥獣被害の影響などから荒廃農地が増加しており、農地の保全が困難となっています。

農業の生産性を高め、農業所得の向上を図るためには、地域の担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

イ 対策

農業生産の基礎となる、優良農地の保全、流動化のほか荒廃農地の抑制・解消を図ります。

「高知（高知市）農業振興地域整備計画」の見直しを行います。

ウ 取組

① 優良農地の確保

「高知（高知市）農業振興地域整備計画」の見直しに伴い、農業振興地域内における守るべき農地を定め、優良農地の適正管理に努めます。

② 農地の保全

日本型直接支払制度の実施により、農業の多面的機能の維持・発揮のために地域で取り組む活動等に対して支援を行い、農地の保全に努めます。

③ 市街化区域の農地保全

市街化区域の農地は、新鮮な農産物の生産地であるとともに、身近な農業体験や交流の場、緑地空間、災害時の避難空間など、多様な機能を有していることから、生産緑地地区の指定を積極的に進めることにより、都市内農地の保全に努めます。

④ 農地の有効利用

農業委員会や農地中間管理機構と連携し、地域の担い手への農地の集積・集約化を進め、併せて荒廃農地の抑制・解消に努めます。

エ 主な関連事業

- | | |
|---------------------|------------------|
| ◎ 生産緑地制度 | ◎ 多面的機能支払交付金（再掲） |
| ◎ 中山間地域等直接支払交付金（再掲） | ◎ 農地中間管理事業 |
| ○ 農業振興地域整備計画管理事業 | ○ 有望品目産地化支援事業 |

◎＝国施策事業、●＝県施策事業、○＝市単独事業

2 多様な担い手の確保・育成

(1) 新規就農者の確保・支援

ア 現状と課題

農業従事者の減少や高齢化の進展，後継者の他産業への流出などにより，地域農業を支える担い手不足が進んでおり，U・J・Iターンを含めた新規就農者の確保が課題となっています。

イ 対策

本市農業の魅力を発信し，支援体制を充実させることにより新規就農者の確保・育成を図ります。

ウ 取組

① 就農支援体制の整備

関係機関・団体と連携し，就農相談窓口の設置や農地の斡旋，住居に関する情報提供等を行うなど，就農支援体制を整備します。

② 新規就農者への支援

青年等就農計画に基づき，次代の農業を担う意欲と能力のある認定新規就農者の確保・育成を図り，認定を受けることで得られる各種支援制度や制度資金などにより支援を行います。また，後継者や雇用就農者が受ける研修に対しても支援を行います。

③ 研修受入機関等への支援

新規就農者においては，農業の基礎知識や技術の習得が必要であることから，研修受入機関である「高知市担い手育成総合支援協議会」や指導農業士等への支援を行います。

④ 就農相談会の実施

新規就農希望者の掘り起こしを行うため，各種の就農相談会へ参加をするほか，本市においても就農相談会を開催します。

⑤ 産地提案型の就農支援

地域の求める人材像や就農までの流れ，地域の概要，支援体制などを明記した産地提案書を作成，又は今後作成する生産部会等に対し，関係機関・団体とともに支援を行います。

エ 主な関連事業

- | | |
|----------------------|------------|
| ◎ 農業次世代人材投資事業 | ◎ 経営発展支援事業 |
| ◎ 就農準備資金・経営開始資金 | ◎ 雇用就農資金 |
| ◎ れんけいこうち合同就農相談会運営事業 | |
| ● 産地受入体制整備事業 | ● 担い手支援事業 |
| ● 新規就農者農地確保等支援事業 | |

◎＝国施策事業，●＝県施策事業，○＝市単独事業

(2) 認定農業者等の育成・支援

ア 現状と課題

農畜産物の価格の低迷や資材費の高騰など、農業を取り巻く環境が変化している中で、農業従事者の減少や高齢化が進展し、将来の地域農業を担う農業者が不足する状況となってきました。

女性農業者や高齢農業者、小規模経営体は、農産物の加工や直販活動を行うなど、本市の農業生産活動の一翼を担っていることから、女性農業者が農業経営や地域農業の意思決定の場へ今後さらに参画できる環境を整備するとともに、高齢農業者や小規模経営体への継続的な支援が必要です。

担い手農家への農地集積については、一部の地域で進んでいるものの、面的な集約は進んでおらず、地域の担い手農家が土地利用型農業を効率的に行うまでには至っていない状態です。また、中山間地域においては、平坦部に比べると農地の集積・集約化がさらに困難な状態です。

イ 対策

「高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営目標に向けて、農業経営改善計画に基づく農業経営を行う認定農業者への支援を行い、地域における担い手の確保・育成を図ります。

女性農業者の農業経営への積極的な参画に向け、関係機関・団体と協力し、家族経営協定の締結や認定農業者への誘導を推進します。

本市農業の一翼を担う高齢農業者や小規模経営体の経営維持・発展に向けた支援を行います。

ウ 取組

① 認定農業者の確保・育成

経営感覚に優れた農業経営を行う認定農業者の確保・育成を図るため、認定を受けることで得られる各種支援制度や制度資金などにより支援を行います。

② 法人化の支援

農業経営の規模拡大や複合化など更なる経営発展を目指そうとする経営体に対して、対外的な信用が得られ、経営面や資金調達などでメリットのある法人化を推進します。

③ 家族経営協定の推進

家族農業経営に携わる各世帯員の農業経営への参画や意識の向上、働きやすい環境づくりのため、業務分担を明確にする家族経営協定の締結を推進します。

④ 農業・後継者団体の育成

認定農業者等によるや相互研鑽を促進するため、「高知市認定農業者連絡協議会」や「高知市農業基幹営農者会議」などの団体が行う活動を支援します。

⑤ 地域計画の策定と活用

地域での話し合いを通じ、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用の目標を明確化した地域計画を策定し、農地の集積・集約化を図ることで、担い手の確保につなげます。

⑥ 高齢農業者・小規模経営体への支援

高齢農業者や小規模経営体の経営を安定させるため、直販所等の販売環境や出荷体制の強化を支援し、農業所得の向上を図ります。

エ 主な関連事業

- ◎ 地域計画策定推進緊急対策事業
- ◎ 機構集積協力金事業
- 農業経営基盤強化資金利子補給事業
- 営農支援事業
- 農業生産改善対策資金利子補給事業
- 農林水産業団体育成事業（認定農業者連絡協議会，農業基幹営農者会議）

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

(3) 集落営農組織等の育成・支援

ア 現状と課題

農業従事者の高齢化や減少が進み、地域農業の維持が困難な状況となっており、地域の農地を守る仕組みづくりが必要となってきました。

また、農産物価格の低迷や農業機械等への投資が個々の農業経営を圧迫しており、機械の更新の際に離農する農業従事者が増えています。

イ 対策

小規模な農業経営体を集落単位で組織した、集落営農組織等による機械の共同利用や農作業受託組織の設立・育成を図ります。

ウ 取組

① 集落営農組織等の設立支援

地域の実情に即した集落営農等についての研修会を開催するなど啓発活動を行い、地域特性に応じた組織の設立を支援します。

② 集落営農組織等への支援

集落営農活動が維持できるよう、共同利用する農業機械や施設等の整備に対する支援を行います。また、園芸品目等の栽培などの取組についても支援することで、地域農業の維持・発展につなげます。

③ 法人化への支援

対外的な信用が得られ、経営面や資金調達などでメリットのある法人化に必要な財務・労務管理に関するノウハウ習得について、関係機関・団体と連携して支援を行います。

エ 主な関連事業

- ◎ 農業経営法人化支援事業
- こうち農業確立総合支援事業
- 地域営農支援事業
- 中山間農業活性化事業

◎=国施策事業、●=県施策事業、○=市単独事業

3 競争力のある産地づくり

(1) 農業生産施設・機械等の整備

ア 現状と課題

近年の気候変動に伴う自然環境の変化に加え、農産物の流通を取り巻く環境の変化や、消費者ニーズの多様化等に対応した生産体制や施設・機械の整備が必要です。

燃油や肥料・飼料等の農業生産資材の価格の高騰が農業経営を圧迫しているため、産地でのまとまりや集約化による生産コスト低減のほか、高収量・高品質化に向けての取組が必要です。また、産地維持のためには、担い手の確保が必要ですが、就農地（空きハウス）の確保ができず、就農に至らないという課題があります。

今後、発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」による二次災害を防ぐための対策が必要です。

イ 対策

中山間地域から仁淀川水系の平坦地域までの6つの地域特性に応じた農産物の生産・産地化を推進します。

農業用施設の高度化や規模拡大、流動化を推進するほか、共同利用機械・施設の整備を支援し、作業の効率化・省力化や高収量化など経営効率の高い農業を推進します。

「南海トラフ巨大地震」による二次災害を防ぐため、防災機能を備えた加温用燃料タンクや防油堤の整備を推進します。

施設園芸農業を目指す新規就農者が円滑に就農地（空きハウス）を確保できるよう、中古ハウスの流動化を推進します。

ウ 取組

① 産地体制の強化

国内外での競争にも耐えうる産地体制とするため、集出荷場や機械の整備を行うとともに、ハウス施設整備等を積極的に進め、まとまりのある産地づくりの育成・支援を行います。

② 農作物の安定生産・高収量化

農作物の安定生産や高収量化を図るため、環境制御技術の導入、施設の規模拡大や高度化などについて支援を行います。

③ 生産コストの低減

生産コストの低減を図るため、農業機械・施設の共同利用を進めるほか、園芸農業においては、被覆資材の多層化、代替暖房機等の導入を支援します。

④ 防災機能を備えた加温用燃料タンク等の整備

防災・減災対策として、加温用燃料タンクの削減、流出防止装置付きタンクと防油堤の普及やヒートポンプへの転換を進めます。

⑤ 特色ある産地づくり

地域特性に応じた有望品目や品種の導入検討・研究を推進します。

⑥ 中古ハウスの流動化

新規就農者が円滑に就農できるよう、中古ハウスのマッチング等に係る取組を支援します。

エ 主な関連事業

- ◎ 産地生産基盤パワーアップ事業
- ◎ 強い農業づくり総合支援交付金
- 園芸用ハウス整備事業
- 環境制御技術高度化事業
- こうち農業確立総合支援事業（再掲）
- 燃料タンク対策事業
- 営農支援事業（再掲）
- 中山間農業活性化事業（再掲）
- 新規就農者育成協議会補助金

◎=国施策事業, ●=県施策事業, ○=市単独事業

(2) スマート農業の推進

ア 現状と課題

農業従事者の高齢化，後継者不足に加え，集出荷施設や加工施設においても，慢性的な人手不足に陥っています。

また，人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く，省力化や人手の確保，負担の軽減が課題となっています。

イ 対策

ドローン等を活用し，農作業の省力化や集団防除を推進します。

熟練農業者の技術やノウハウ，判断などをデータ化し，蓄積・活用できるシステムや技術の導入を推進します。

ほ場整備と併せ，自動運転機能を備えた農業機械による農作業の省力化を推進します。

ウ 取組

① ドローン等を活用した防除体制の確立

水稻等の防除については，生産コストの削減・省力化につなげるため，ドローン等を用いた防除への転換を推進します。

② I o Pクラウド等の活用

高知県が推奨するI o Pクラウド「SAWACHI」等を活用し，「N e x t次世代」の農業を目指す農業者を支援します。

③ 農作業の自動化

ほ場整備と併せた農機ロボットの自動操縦技術を活用し，農作業の省力化につながる取組を実践する農業者や団体等を支援します。

④ 新技術等の研究

産学官連携による，スマート農業につながる新技術等の研究活動を支援します。

⑤ スマート農業に対応した人材の育成

スマート農業を実践するための技術に対応できる人材育成活動を支援します。

⑥ 集出荷施設等における省力化

集出荷や加工コストの削減に向けて，高性能機械や施設の整備による省力化を支援します。

エ 主な関連事業

◎ スマート農業総合推進対策事業

● 競争力強化生産総合対策事業

○ 営農支援事業（営農技術会議）

◎=国施策事業，●=県施策事業，○=市単独事業

(3) 水田フル活用の推進

ア 現状と課題

米の消費量減少に伴う米価の下落に加え、気候変動等により生産環境が大きく変化しており、需要に見合った生産と生産技術の確立等が求められています。また、生産数量目標の配分廃止に伴う農業者やJAが中心となった需給調整を行える体制づくりや、稲作農家の経営安定に向けた作物転換や二毛作の推進など、水田フル活用の取組が必要となっています。

イ 対策

需要の動向に即した米の計画的生産を推進するとともに、加工用米や飼料用米等への取組を進めるほか、他品目との組み合わせによる農業所得の向上を図ります。

意欲のある担い手が水田農業を継続できる環境を整えるため、農地の集積・集約化による経営規模の拡大を進めるほか、農業機械等の共同利用や農作業受委託による生産コストの削減を推進します。

ウ 取組

① 水田フル活用と米の需給調整

「高知市農業再生協議会」及び「高知市春野地域農業再生協議会」が作成した水田フル活用ビジョンに基づき、「主食用米」、「加工用米」、「飼料用米」のバランスの取れた生産を推進するとともに、有望品目の研究と合わせた地域振興作物の産地化や、稲WCSの生産など耕畜連携に取り組むことにより農業所得の安定化を図ります。

② 複合経営による経営の安定化

水稲と他品目との組合せによる複合経営を推進し、バランスの取れた農業経営を支援します。

③ 生産コストの削減・省力化

担い手への農地の集積・集約化や農業機械の共同利用、ドローン等による防除等の作業委託など、生産コストの削減・省力化につながる取組を推進します。

エ 主な関連事業

- ◎ 経営所得安定対策
- 営農支援事業（営農技術会議）（再掲）

◎＝国施策事業、●＝県施策事業、○＝市単独事業

(4) 畜産業の振興

ア 現状と課題

飼料等の高騰が経営を圧迫しており、安定した価格で品質の高い飼料の確保が課題となっています。

都市化の進展により、住宅と隣接して畜産を営まなければならない状況であり、環境に配慮した畜産経営が求められています。また、家畜の増頭による排せつ物の処理が課題となっています。

口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の農場への侵入リスクが年々高まっており、その対策が課題となっています。

イ 対策

畜産経営の安定化・効率化等を図るため、施設の高度化や機械化等を推進します。

家畜排せつ物の適正処理や堆肥の有効利用など、環境に配慮した畜産経営を推進します。

家畜伝染病の農場への侵入リスクに備えるため、防疫体制の強化を推進します。

高知競馬の収益配分金を基金として積み立て、畜産振興に係る事業や、耕畜連携等を推進します。

ウ 取組

① 畜産経営の安定化

畜産経営の安定化を図るため、農場ごとの防疫体制の強化による家畜伝染病の予防及び耕種農家との連携による稲WC Sや稲わらなどの給与による耕畜連携を推進し、経営の安定化を図ります。

② 畜産クラスターへの取組支援

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携した畜産クラスターの構築を推進し、地域ぐるみでの高収益型畜産体制を支援します。

③ 作業の効率化・省力化

作業の効率化・省力化を図るため、施設の高度化や機械化等に対する支援を行います。

④ 環境に配慮した畜産経営の推進

臭気対策等の環境対策、家畜の飼養に係る衛生管理に対する支援を行います。

⑤ 家畜排せつ物の利用促進

本市で排出される家畜排せつ物や馬ふんを適切に堆肥化し、粗飼料生産水田へ堆肥を散布するなど、耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

⑥ 畜産関係団体の育成

畜産関係団体への活動助成を通じて、畜産農業の振興を図ります。

エ 主な関連事業

● レンタル畜産施設等整備事業

● こうち農業確立総合支援事業（再掲）

○ 営農支援事業（畜産農業改善事業）

○ 中山間地域土づくり推進事業

◎=国施策事業， ●=県施策事業， ○=市単独事業

(5) 地産地消・外商の推進

ア 現状と課題

本市で生産される農畜産物の地産地消を図るため、生産者と消費者を地域の中で結び付ける取組や体制整備、情報発信が必要となっています。

地元の農産物を学校給食として利用するため、供給可能な体制の整備が求められています。地産地消だけでなく、域外への新たな販路拡大による経済循環の拡大が求められている中で、食品安全や環境保全、労働安全等に取り組むGAPやHACCPなどの生産工程管理の実施が必要となっています。

イ 対策

安全・安心な地元の農畜産物を直販所等で購入できる体制整備を支援するとともに、消費者への情報発信にも努めます。

地産地消の推進を通じて、食育の促進や地域農業の活性化を図ります。

生産者団体等が取り組む学校給食用食材の生産支援を行います。

海外への輸出も含めた外商活動を行う組織等に対し支援を行い、農業所得の向上を図ります。

地産地消の中心的な役割を果たしている直販所等への支援を行い、農業所得の向上を図ります。

GAPやHACCPなどの生産工程管理に取り組む組織等への支援を行います。

6次産業化に取り組む組織、個人の掘り起こしを行います。

ウ 取組

① 販売体制の整備

生産者と消費者を直接結ぶ直販所等の販売環境や出荷体制の強化を支援します。

② 安全・安心な農畜産物の生産支援

食品安全や環境保全、労働安全等に取り組む生産工程管理（GAP）の実施を推進するとともに、HACCP等に対応した施設の整備を支援します。

③ 学校給食用食材の生産支援

関係機関・団体と連携し、生産者団体を育成するとともに、納入体制等についての検討を行い、学校給食用食材の生産拡大を推進します。

④ 6次産業化への支援

産学官連携や、セミナー等の開催により農商工連携を進め、商品開発及び商品の販売促進活動を支援します。

⑤ 販路拡大への支援

消費者ニーズや付加価値向上などについての研修会の開催や、県内外で開催される商談会や展示会等への出展など、地域農畜産物のPRを行うことで販路拡大を推進します。

エ 主な関連事業

- ◎ れんけいこうち6次産業化推進事業
- みどりの食料システム戦略推進事業
- こうち農業確立総合支援事業（再掲）
- 農産物輸出促進事業
- 学校給食用食材生産支援事業
- 農林水産物活用外商推進事業

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

(6) 労働力の確保・定着

ア 現状と課題

農業従事者の減少や高齢化に伴い、各地域において労働力が不足しています。加えて、集出荷施設の作業員も高齢化していることから、労働力の確保が課題となっています。

各産地や出荷場等において、農繁期における雇用労働力の競合が生じており、個々の経営体において、規模拡大等が行えない状態となっています。

イ 対策

管内の各JAの無料職業紹介所やSNSを活用したマッチングを推進するとともに、農福連携や外国人人材（技能実習生）の活用について検討します。

農繁期の労力の分散を図るため、他品目への誘導による複合経営等を推進します。

ウ 取組

① 農福連携によるマッチング支援

「高知市農福連携研究会」と連携し、働きがいや生きがいなど福祉分野と農業分野の相互理解による労働力の確保を支援します。

② 外国人人材（技能実習生）の受入体制の整備

外国人人材（技能実習生）の受入に向け、関係機関・団体と連携し、受入体制の整備や安定した研修活動など、本市に即した体制を検討していきます。

③ 有望品目の検討

農産物価格の低迷や労働力の競合により、十分な農業所得を得ることができない品目については、地域に即した有望品目への転換，導入支援を進めます。

エ 主な関連事業

● 農業労働力確保対策事業

○ 営農支援事業（営農技術会議）（再掲）

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

4 地域特性を活かした農業の展開

(1) 農村の活性化

ア 現状と課題

本市は、中山間地域から沿岸部までの様々な地域で地域特性に応じた農業が営まれているが、農業従事者の減少や高齢化の進展に伴い、農村の維持が困難となってきています。

特に中山間地域においては、生産条件が悪く、営農環境は非常に厳しい状況となっており、新たな担い手の確保が困難なため、後継者への就農支援や地域農業を支える小規模経営体等への支援が必要となっています。

農村の持続的な発展や地域の伝統文化、自然、景観などの多面的機能の維持に向けた取組が必要となってきています。

女性農業者や高齢農業者は、地域社会にとって欠かせない存在であり、地域の農業振興を図るためには参画機会の拡大や活動する場の創出が必要となっています。

イ 対策

農村にある豊かな地域資源を掘り起こし、地域特性を活かした農村振興を推進します。

女性農業者や高齢農業者などの参画等による農業の振興や集落機能の維持・発展に取り組みます。

ウ 取組

① 集落や生産組織への支援

労働力の確保、農業機械等の共同利用など効率的な農業経営の実現を図るため、集落営農組織を地域の担い手の一つとして位置づけ、農地の利用集積や荒廃農地の抑制・解消など、集落営農や地域ぐるみで取り組む農業を推進します。

② 中山間地域等条件不利地への支援

過疎化・高齢化が進む中で、集落の維持・発展のため、集落協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等に対して支援を行います。

③ 農村の活性化

都市部との交流行事等により、農村における暮らしや農業の魅力を発信し、知ってもらう機会を創出することで、交流人口や定住人口の増加につなげ、農村の活性化を図ります。

また、地域で拠点となる、集落活動センター等の設立について、関係機関・団体等と連携し、支援します。

④ 有望品目の導入

中山間地域におけるイタドリなどの有望品目の産地化を進め、有望品目を生産する経営体への支援を行います。

⑤ 棚田地域の振興

棚田地域の有する多面的機能が維持されるよう、棚田の保全を図るとともに、棚田地域における定住や都市部との交流を推進します。

エ 主な関連事業

- ◎ 環境保全型農業直接支払交付金
- ◎ 多面的機能支払交付金（再掲）
- ◎ 中山間地域等直接支払交付金（再掲）
- ◎ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
- 地域営農支援事業（再掲）
- 中山間農業活性化事業（再掲）
- 中山間地域活性化住宅整備事業
- 土佐山アカデミー事業
- 有望品目産地化支援事業（再掲）
- 市民農園貸付事業

◎=国施策事業, ●=県施策事業, ○=市単独事業

(2) 都市農業の振興

ア 現状と課題

市街化区域内においては、都市化の進展により分断され狭小な農地が点在しており、限られた農地で営農を行う必要があります。そのため、農業経営が安定せず、離農者が増えています。また、農業従事者の高齢化等により、農地の転用や後継者への相続時に農地を手放すケースが年々増えており、都市部における農地の保全が困難となっています。

営農面においては、建物の陰による日照不足や街路灯などによる生育障害なども見られるほか、堆肥の施用や農薬の散布、機械の騒音や土埃など、周辺環境に配慮した営農も求められています。

イ 対策

生産緑地制度の活用と併せた農業基盤の整備や農地の流動化による都市農地の保全を推進します。

農業経営の安定化、施設の高度化、農産物の付加価値向上に取り組む経営体等の取組を推進します。

ウ 取組

①施設・生産体制等への支援

農業用施設の高度化や生産体制の強化、農業基盤の整備など、農地の保全と農業所得の向上に向けた支援を行います。

②農産物の付加価値向上

農産物の地産地消の推進や、付加価値向上に取り組む経営体等に対し支援を行います。

③生産緑地制度の活用

減災、市民農園、農業体験など都市農地の持つ多面的機能の発揮や都市農業の維持・発展のため、生産緑地制度を活用し、生産基盤の強化や農地の有効活用を積極的に進め、農地の保全に努めます。

④担い手の確保

都市農地の流動化を推進し、担い手の確保に努めます。

エ 主な関連事業

◎ 生産緑地制度（再掲）

● 園芸用ハウス整備事業（再掲）

● 環境制御技術高度化事業（再掲）

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

5 環境と共生したみどりの農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

ア 現状と課題

農業・農村は、国土の保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、多くの市民がその恩恵を受けています。

近年は世界的に環境問題が取り上げられており、農業分野においても環境への負荷を低減する取組が必要となっています。

また、消費者から安全・安心な食料の供給が求められていますが、都市部や農村において、生活雑排水が農業用水路に流れ込むことにより、水質の悪化が見られます。

イ 対策

農業が有する自然循環機能を活かすため、農業生産資材等の適正処理、化学農薬・化学肥料の適正使用等、環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業を推進します。

市民が環境に配慮した農業への理解を深める取組を推進します。

農業用水の水質保全を通じた生産条件の安定化や農業集落排水の処理施設の適切な管理を図ります。

有機農業に取り組む農業者や団体等を支援し、有機農業を推進します。

ウ 取組

① 環境保全型農業直接支払制度の推進

自然環境の保全に資する農業の生産方式（化学肥料及び化学農薬の使用を原則5割以上低減）と冬期湛水管理等を組合せ、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農家で構成された団体等に対して支援を行います。

② 農業生産資材廃棄物等の適正処理

環境保全を図るため、農業生産資材廃棄物や家畜排せつ物の適正処理を推進します。

③ 環境に配慮した農業技術の普及

天敵製剤や防虫ネット等を組み合わせたIPM技術（総合的病害虫管理）の普及及び有機農業等の取組を支援し、化学農薬・化学肥料の使用量の削減につなげます。また、本市に適した有機農業の栽培技術等の研究等を行う農業者や団体等を支援します。

④ 化石燃料に依存しない施設園芸の推進

化石燃料を使用する暖房機だけでなく、ヒートポンプを併用したハイブリッド型の施設園芸を推進し、化石燃料の使用量、CO₂排出削減につなげます。

⑤ 農業集落排水施設の維持・管理

ストックマネジメントに基づき、農業集落排水処理施設の適正管理や長寿命化を行うとともに、事業の再編についても検討を行い、集落環境の維持に努めます。

エ 主な関連事業

- ◎ 環境保全型農業直接支払交付金（再掲）
- みどりの食料システム戦略推進事業（再掲）
- 燃料タンク対策事業（再掲）
- 中山間地域土づくり推進事業（再掲）
- 農業集落排水事業
- 有機市民農園管理運営事業
- 営農支援事業（営農技術会議）（再掲）

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

(2) 豊かなグリーンライフの展開

ア 現状と課題

地域で開設されている市民農園のほか、地域の農業従事者や団体が行う農業体験、食育活動については、市民の関心も高く農業への理解の醸成などの役割を果たしています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化の進展により、農業生産活動が十分に行えなくなってきており、農村の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

イ 対策

自然環境や生活文化を体感できる場の提供や情報発信により、都市と農村の交流を促進し、農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。

市民農園や地域で行われる農業体験等を通じて農業に触れ合う機会の場を地域や関係機関・団体と連携して創出し、地域の活性化や交流人口の増加を図ります。

ウ 取組

① 農業体験学習の推進

地域で行われる農業体験や酪農教育ファーム認証牧場で行われる酪農体験学習を関係機関・団体と連携して、支援を行います。

② 市民農園の管理・開設

J Aや市などによる市民農園の管理・運営により、市民の農業への理解の醸成に取り組みます。また、新たな市民農園の開設について検討を行います。

③ 都市と農村の交流

地域で行われている農業生産活動や生活文化、食文化などについて情報発信を行い、都市と農村の交流の場をつくり、相互に理解し合い、農村の持続的な発展につなげます。

エ 主な関連事業

- ◎ 生産緑地制度（再掲）
- 市民農園貸付事業（再掲）
- 農業体験学習推進事業
- 有機市民農園管理運営事業（再掲）
- 土佐山アカデミー事業（再掲）

◎＝国施策事業， ●＝県施策事業， ○＝市単独事業

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

ア 現状と課題

イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス等の野生鳥獣による農作物への被害は、農業者の生産意欲の低下を招き、荒廃農地を増加させる大きな要因となっています。

また、高齢化等により人口減少や過疎化が進んだことにより、荒廃農地や人が入らなくなった里山が野生鳥獣の住処となり、鳥獣の生息域と人の生活圏の境界が曖昧となった結果、中山間地域だけでなく平野部、市街地まで野生鳥獣が出没する状況となっています。

加えて、狩猟者が年々減少・高齢化するなど、鳥獣害対策の担い手の減少が懸念されています。

イ 対策

関係機関と連携し、「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を推進します。

鳥獣被害防止柵の設置等による被害防除対策の実施を支援します。

狩猟者の確保を推進するための支援策を実施します。

捕獲報償金の制度を拡充し、鳥獣を捕獲する取組を推進します。

捕獲鳥獣の食肉利用などジビエの利活用を検討します。

ウ 取組

① 鳥獣被害防止柵の設置支援

農作物被害の防止には、ほ場への鳥獣の侵入を防ぐことが最も効果的であることから、農業者による鳥獣被害防止柵の設置に要する経費に対し、支援を行います。

② 高知市鳥獣被害対策協議会への支援

高知市鳥獣被害対策協議会が行う、捕獲檻等の購入・貸出による有害鳥獣捕獲対策を支援するとともに、地域ぐるみでの鳥獣被害防止柵設置の推進を支援します。

③ 狩猟者の確保

狩猟免許の取得に必要な経費を支援し、有害鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の確保を推進します。

④ 捕獲報償金制度の拡充

捕獲報償金の対象鳥獣を拡大する等、制度の拡充に努めます。

エ 主な関連事業

◎ 鳥獣被害防止総合対策交付金

● シカ個体数調整事業

● 新規狩猟者確保事業

○ 有害鳥獣捕獲報償金

○ 鳥獣被害防止柵設置支援事業

○ 鳥獣被害緊急対策事業

◎=国施策事業、●=県施策事業、○=市単独事業

第13次高知市農業基本計画の総括

(1) 経過

本市では、令和2年3月に第13次高知市農業基本計画（計画期間：令和2年度から令和4年度）を策定し、「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」を目標に、「地域資源を最大限に活用した高知市ならではの農業・農振の振興」を基本方針と定め、「農業基盤の維持・整備・活用」「多様な担い手の確保・育成」「競争力のある産地づくり」「地域特性を活かした農業の展開」「環境と共生した農業の推進」の5つの施策に基づき、具体的な取組を実施しました。

(2) 「農業基盤の維持・整備・活用」の実現に向けた施策

「農業基盤の維持・整備」、「農地の保全・流動化」を実施施策とし、平坦・中山間地域の基盤整備、農道、用排水路等の機能維持、優良農地の確保、農地の保全等に取り組み、農道、水路などの土木工事を中心とした各種事業を実施しました。

総事業費は、29億6,334万円でした。

(3) 「多様な担い手の確保・育成」の実現に向けた施策

「新規就農者の確保・支援」、「認定農業者等の育成・支援」、「集落営農組織等の育成・支援」を実施施策とし、新規就農者への支援、産地提案型の就農支援、認定農業者の育成・確保、人・農地プランの活用、高齢農業者・小規模経営体への支援、集落営農組織等への支援等に取り組み、就農希望者への研修先の斡旋や就農直後の所得確保のための資金の交付、研修会や交流会を通じた担い手の経営能力の向上等の事業を実施しました。

総事業費は、1億5,949万円でした。

(4) 「競争力のある産地づくり」の実現に向けた施策

「農業生産施設・機械等の整備」、「水田フル活用の推進」、「畜産業の振興」、「地産地消・外商の推進」、「労働力の確保・定着」を実施施策とし、産地体制の強化、農産物の安定生産・高収量化、水田フル活用と米の需給調整、畜産経営の安定化、学校給食用食材の生産支援、有望品目の検討等に取り組み、農業用施設の高度化や規模拡大、水田フル活用ビジョンに基づく地域振興作物の産地化・育成、畜産農家の農作業の省力化につながる支援、農商工連携を含めた地産地消活動等の事業を実施しました。

総事業費は、6億7,529万円でした。

(5) 「地域特性を活かした農業の展開」の実現に向けた施策

「農村の活性化」、「都市農業の振興」を実施施策とし、中山間地域等条件不利地への支援、農村の活性化、生産緑地制度の周知等に取り組み、集落協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等への支援、中山間地域における有望品目の産地化等に対する事業を実施しました。

総事業費は、6億4,169万円でした。

(6) 「環境と共生した農業の推進」の実現に向けた施策

「環境に配慮した農業の推進」, 「豊かなグリーンライフの展開」, 「鳥獣被害防止対策の推進」を実施施策とし, 環境にやさしい農業技術の推進, 農業体験学習の推進, 市民農園の管理・開設, 地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策等に取り組み, 環境負荷低減につながる取組を行う農業者等への支援, 酪農体験を行う団体等への支援, 侵入防止柵の設置, 狩猟者の確保・育成等の事業を実施しました。

総事業費は, 12 億 8,456 万円でした。

(7) まとめ

第 13 次計画の期間に, 農業振興のため総計で 57 億 2, 438 万円の事業を実施しました。この 3 年間は従前からの取組に加え, 新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い, 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援を重点的に行う期間となりました。

第13次高知市農業基本計画の期間(令和2～4年度)に実施した施策の総括 (単位：千円)

施策	実施方針	令和2～3(決算), 令和4年度(当初予算)事業費合計	令和2	令和3	令和4
			(決算)	(決算)	(当初予算)
1 農業の基盤の維持・整備・整備	(1) 農業基盤の維持・整備	2,959,152	847,184	1,030,772	1,081,196
	(2) 農地の保全・流動化	4,189	234	214	3,741
	小計	2,963,341	847,418	1,030,986	1,084,937
2 多様な担い手の確保・育成	(1) 新規就農者の確保・支援	142,430	39,751	29,955	72,724
	(2) 認定農業者等の育成・支援	7,442	3,198	1,933	2,311
	(3) 集落営農組織等の育成・支援	9,622	4,122	1,000	4,500
	小計	159,494	47,071	32,888	79,535
3 競争力のある産地づくり	(1) 農業生産施設・機械等の整備	500,719	163,283	217,719	119,717
	(2) 水田フル活用の推進	34,100	11,524	10,829	11,747
	(3) 畜産業の振興	71,765	24,772	16,772	30,221
	(4) 地産地消・外商の推進	68,707	14,711	4,928	49,068
	(5) 労働力の確保・定着	0	0	0	0
	小計	675,291	214,290	250,248	210,753
4 地域特性を活かした農業の展開	(1) 農村の活性化	641,698	255,212	256,360	130,126
	(2) 都市農業の振興	0	0	0	0
	小計	641,698	255,212	256,360	130,126
5 環境と共生した農業の推進	(1) 環境に配慮した農業の推進	1,235,556	596,416	20,656	618,484
	(2) 豊かなグリーンライフの展開	5,003	1,509	1,592	1,902
	(3) 鳥獣被害防止対策の推進	44,001	14,320	22,399	7,282
	小計	1,284,560	612,245	44,647	627,668
総計		5,724,384	1,976,236	1,615,129	2,133,019

高知市における農業の担い手の目標となる主な営農モデル

地域	営農類型	品目等	経営規模	
中山間地域	果樹	ユズ	120a	
	複合経営※	施設	ユリ	14a
			花き	16a
			ニラ	16a
			軟弱野菜	18a
			小ネギ	10a
		露地	ショウガ	12a
			ユズ	60a
			四方竹・筍	50a
			シキミ・サカキ	55a
			ウメ	80a
		イタドリ	45a	
里山地域	果樹	ナシ	80a	
	果樹+露地野菜	ナシ 露地野菜 (ハクサイ, キャベツ等)	60a 30a	
	果樹	ナシ 文旦	60a 20a	
	酪農	成牛	30頭	
平坦部水田地域	水稻+露地野菜 (土地利用型)	水稻 露地野菜 (キャベツ, 白菜, カイルン菜等)	1,000a 30a	
	水稻+果樹 (土地利用型)	水稻 すもも	1,000a 30a	
	水稻+施設野菜 (土地利用型)	水稻 軟弱野菜	1,000a 10a	
	水稻+露地野菜 (土地利用型)	水稻 オクラ	1,000a 15a	
	施設野菜	イチゴ	30a	
		ニラ	50a	
沿岸部砂畑地域	施設野菜	新ショウガ	30a	
		促成ピーマン	30a	
		メロン	20a	
		新ショウガ	20a	
		スイカ	20a	
	施設花き	新ショウガ	20a	
		ユリ	50a	
	施設花き+施設野菜	グロリオサ	50a	
		ユリ	20a	
	施設花き+施設野菜	新ショウガ	20a	
グロリオサ		20a		
		新ショウガ	20a	

高知市における農業の担い手の目標となる主な営農モデル

地域	営農類型	品目等	経営規模
仁淀川水系の 平坦地域	施設野菜	メロン	35a(3作)
		メロン	20a
		新ショウガ	20a
		新ショウガ	30a
		スイカ	20a
		新ショウガ	20a
		促成キュウリ	25a
		促成キュウリ 甘長トウガラシ	20a 5a
		抑制キュウリ 後作米ナス	25a 25a
		抑制キュウリ 後作新ショウガ	20a 20a
		促成トマト	30a
		促成米ナス	25a
	促成ナス	25a	
	施設野菜+露地野菜	促成キュウリ オクラ	30a 5a
	施設野菜+露地野菜	促成キュウリ ピーマン	20a 5a
	施設野菜+露地野菜	新ショウガ ピーマン	20a 5a
施設花き	ユリ	50a	
施設花き+施設野菜	ユリ 新ショウガ	20a 20a	
果樹	ナシ	80a	
組織経営体	大規模施設経営 (主たる従事者：3人)	トマト	150a

※中山間地域においては、品目等の組合せによる複合経営を推奨

資料：高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年3月制定)

高知市において新たに農業経営を営もうとする青年等の目標となる営農モデル

地域	営農類型		品目等	経営規模
中山間地域	果樹		ユズ	70a
	複合経営※	施設	ユリ	14a
			花き	16a
			ニラ	16a
			軟弱野菜	18a
			小ネギ	10a
			ショウガ	12a
	露地	ユズ	60a	
		四方竹・筍	50a	
		シキミ・サカキ	55a	
		ウメ	80a	
イタドリ		45a		
平坦部水田地域	施設野菜		イチゴ	25a
			ニラ	40a
沿岸部砂畑地域	施設野菜		新ショウガ	25a
	施設花き		ユリ	35a
			グロリオサ	30a
仁淀川水系の 平坦地域	施設野菜		新ショウガ	25a
			トマト	20a
			促成キュウリ	20a
			ナス	20a
			米ナス	20a
			メロン	25a (3作)
	施設花き		ユリ	35a

※中山間地域においては、品目等の組合せによる複合経営を推奨

資料：高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年3月制定)

高知市農林漁業振興に関する基本条例（昭和38年6月25日条例第36号）

改正 平成11年4月1日条例第33号

（目的）

第1条 この条例は、後進性の強い本市の農林漁業及び同従事者が、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、他産業との生産性の格差が是正されるように農林漁業の生産性向上を図り、同従事者の所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目標として、本市農林漁業振興に関する基本を定めることを目的とする。

（施策）

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき必要な施策を総合的に講ずるものとする。

- (1) 農林漁業経営の近代化に即し、自立農林漁家の育成並びに協業経営を助長するとともに、農林業及び農漁業の複合経営を合理化し、農林漁業の生産の選択的拡大を図ること。
 - (2) 生産基盤の整備及び開発、技術の高度化、資本装備の拡充によつて、農林漁業の生産性の向上を図るとともに総合的な所得の増大を図ること。
 - (3) 農林水産物の流通の合理化及び加工の増進を図ること。
 - (4) 災害によつて農林漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、災害損失の合理的な補てんを図ること。
 - (5) 近代的な農林漁業経営を担当するにふさわしい者の養成並びに就業構造の合理化を図ること。
 - (6) 農林漁業従事者の生活文化等環境の整備及び婦人労働の合理化等により農林漁家の福祉向上を図ること。
- 2 前項の施策は、地区の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して特に適正を期するものとする。

（助成措置）

第3条 市長は、前条の施策を実施するため、必要があるときは、補助、融資又は利子補給その他必要な助成措置を講ずるものとする。

（農林漁業基本計画）

第4条 市長は、農林漁業経営を近代化して、その健全な発展を図るために、主要農林水産物につき、需要及び生産の長期見通しに基く、農林業及び漁業振興基本計画を策定するものとする。

- 2 市長は、需給事情その他経済事情の変動により必要があるときは、前項の基本計画を改定するものとする。
- 3 市長は、第1項の基本計画を樹て、又はこれを改定するときは、農林業又は漁業振興審議会（以下「関係審議会」という。）の意見をきかなければならない。

（農林漁業の構造改善）

第5条 市長は、本市の農林漁業者が、社会的、経済的条件の変化に即応できるよう特に農林業及び漁業構造の体質改善を図るため、国、県の施策をも含めて事業が総合的に行われるよう農林業及び漁業構造改善事業に関する施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、農林業及び漁業構造改善事業の決定に際しては、関係審議会の意見を聞かなければならない。

（農林漁業団体の整備）

第6条 市長は、農林漁業の振興発展及び同従事者の地位の向上を図ることができるように農林漁業関係団体の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（教育事業と行政組織）

第7条 市長は、この条例の定める施策を助長するため、農林漁業従事者の教育研究、普及事業の充実に努めるとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（表彰）

第8条 市長は、次の各号の一に該当する事項について本市農林漁業振興上特に功績のあつた者に対し表彰を行うことができる。

- (1) 経営、設備及び技術の改善普及
- (2) 農林漁業に関する発明、考案
- (3) その他、市長が特に必要と認めた事項

- 2 本市住民は、前項の規定による表彰の該当者がいると認めるときは、これを市長に推せんすることができる。

（審議会の設置）

第9条 市長は、この条例の目的達成と円滑な運営を期するため、諮問機関として農林業振興審議会及び漁業振興審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、それぞれ委員15名以内で組織し、委員は市長が委嘱する。
- 5 委員は、非常勤とする。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

高知市農林業振興審議会要綱（昭和38年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市農林業振興に関する基本条例（昭和38年条例第36号）第9条第1項の規定により設置した高知市農林業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 農林業基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) その他基本対策について必要な事項

（組織）

第3条 専門的事項を審査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 委員及び専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林業団体の役職員
- (2) 農林業関係の行政機関の役職員
- (3) 農林業について学識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 専門委員の任期は、当該専門的事項の審査が終了するときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数に達しなければこれを開会することができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 専門的事項を審査するために必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が審議会の会議に諮ってこれを設置する。

3 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を総理する。

6 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となるとともに、その結果を審議会に報告する。

（事務局）

第8条 審議会の事務を処理するため、事務局を置き、農林水産課をもってこれに充てる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年5月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年5月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に高知市農林業振興審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この要綱による改正前の高知市農林業振興審議会設置要綱第3条第2項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者を除く。）は、この要綱による改正後の高知市農林業振興審議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この要綱の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 平成11年5月2日から平成12年9月12日までの間に新たに委員として委嘱された者の任期は、他の委員の残任期間に相当する期間とする。

高知市農林業振興審議会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	松 島 貴 則	高知大学講師 農林海洋科学部 農業経営学 研究室
副会長	大 野 哲	高知市農業委員会 会長 高知市土地改良区連合会 会長
	宮 脇 眞 道	高知市農業協同組合 代表理事組合長
	今 村 篤 志	高知県農業協同組合 高知地区経済事業担当常務
	山 崎 広 明	高知市農業協同組合 園芸部長
	宮 崎 久 司	高知市農業協同組合 稲作部長
	田 内 由 美	高知市農業協同組合 女性部長
	矢 野 有 紀	高知県農業協同組合 高知地区園芸部長
	矢 野 由 美	高知県農業協同組合 高知地区女性部長
	川 村 淳	高知県有機農業研究会 事務局長
	前 田 眞 作	高知県吾南土地改良区 理事長
	吉 村 忠 保	高知市認定農業者連絡協議会 会長
	大 庭 啓 太	春野地区農業用ハウス防災対策研究会 会長
	川 淵 正 明	高知市酪農農業協同組合 代表理事組合長
	横 山 英 一 郎	鏡村直販店組合 組合長

任期：令和4年8月3日～令和6年8月2日

オブザーバー

氏 名	役 職 名
田 中 若 菜	高知県中央西農業振興センター 高知農業改良普及所 所長

高知市農林業振興審議会への諮問

4農水第579号
令和4年8月3日

高知市農林業振興審議会議長 様

高知市長 岡崎 誠也

第14次高知市農業基本計画の検討について（諮問）

今日の農業情勢は、コロナ禍における農産物の需要低迷や、農業従事者の高齢化による担い手不足や荒廃農地の増加、さらには燃油価格や生産資材の高騰等による生産コストの上昇など、大変厳しい状況にあります。

また、国においては、「みどりの食料システム戦略」が示され、持続可能な農業の推進とともに、化学農薬の使用量の低減による環境保全や温室効果ガスの削減などが盛り込まれています。

こうした中、本市におきましては、山間部から市街化区域を含む沿岸部までの広い範囲で多様な農業が営まれており、地域の特性にあった農産物の生産振興や、農地の基盤整備による産地の育成が必要であると考えています。

こうしたことから、令和5年度から5年間の本市の農業振興の基礎となる「第14次高知市農業基本計画」につきまして、新たな視点で高知市農林業振興審議会のご審議をお願いいたします。

高知市農林業振興審議会からの答申

令和5年3月3日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農林業振興審議会

会長 松島 貴則

第14次高知市農業基本計画について（答申）

令和4年8月3日付けで本審議会宛に諮問いただきました、第14次高知市農業基本計画につきまして、令和4年8月より4度にわたり慎重に検討・審議した結果を、別冊のとおり取りまとめ答申いたします。

本審議会では、高知市農業基本計画を審議するに当たり、単に計画の策定を目標とせず、策定した計画が真に今後の高知市農業の指針として実効性のあるものとなるよう、次の諸点に傾注しました。

まず、高知市農業を細かく地域類型化し、地域ごとの現状分析に基づき将来展望と必要施策を整理し、それらを取りまとめ、各地域の必要施策が漏れなく位置づけられるよう施策体系を再編成しました。完成した計画（案）では、5つの基本施策を柱として具体的な取組を整理しました。

また、今後高知市において策定される基本計画に基づき、関連する地域や組織が連携し、一丸となって行動できるよう、審議に関わった委員や市職員個々が、所属する組織や地域などそれぞれの立場から忌憚なく情報や意見を交換し、各地域や組織の現状、将来の方向性や課題、今後の必要な施策などについて共通の認識を持ち、目標・目的を共有できるよう努めました。

他方、今日の農業・農村を取り巻く国内外の社会経済情勢や、それに対応した国・県の農業関連施策の展開動向にも目を配り、それらに対応した計画内容となるよう努めました。特に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「人・農地プラン（地域計画）の法定化」、「みどりの食料システム戦略」、「食料・農業・農村基本計画」、「都市農業振興基本法」、「棚田地域振興法」、「持続可能な開発目標（SDGs）」などの重要施策については、計画（案）にできる限り盛り込みました。

加えて、基本施策ごとに「成果指標」を設定し、計画の的確な進行管理を企図した内

容となるよう配慮しました。

高知市の農業・農村を取り巻く内外の環境は厳しさを増しつつありますが、中山間地域、里山地域、平坦部、都市部といった多様な地域を有する高知市の特性を活かし、各地域、関係組織、関係者が連携して、計画（案）に掲げた「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」の実現に向けて、数多くの着実な取組が見られることを期待いたします。

市長におかれましては、答申の趣旨を尊重し、2023年度（令和5年度）からの「（仮称）第14次高知市農業基本計画」に、答申内容を着実に反映されるよう切に望みます。

第 14 次高知市農業基本計画策定経過

○令和 4 年 8 月 3 日

高知市農林業振興審議会を設置し、15 名の委員を委嘱。1 名をオブザーバーとして招聘。

高知市農林業振興審議会に第 14 次高知市農業基本計画の策定を諮問

高知市農林業振興審議会 第 1 回会議

- ・会長、副会長の選任について
- ・第 13 次高知市農業基本計画に基づく取組について
- ・第 14 次高知市農業基本計画について
- ・数値から見る高知市の現状について

○令和 4 年 9 月 30 日

高知市農林業振興審議会 第 2 回会議

- ・第 1 回会議の振り返りについて
- ・地域ごとの農業の問題点、課題、今後の方向性等の検討について
- ・基本構想等の検討について

○令和 4 年 11 月 18 日

高知市農林業振興審議会 第 3 回会議

- ・第 2 回会議の振り返りについて
- ・施策等の検討について
- ・素案の検討について

○令和 5 年 1 月 16 日

原案についてのパブリック・コメントを実施（1 月 16 日～2 月 15 日）

○令和 5 年 2 月 24 日

高知市農林業振興審議会 第 4 回会議

- ・パブリック・コメントで出された意見について
- ・答申について

○令和 5 年 3 月 3 日

答申式

用語解説

【あ行】

稲発酵粗飼料（稲WCS）

WCSは、Whole Crop Silage の略。

稲の実が完熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。

【か行】

家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。

家族農業の10年

国際連合が2017年の国連総会において、2019年～2028年を国連「家族農業の10年」として定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求める。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

グリーンライフ

農業・農村が持つ多様な機能や魅力を発見し、それらを活用して人々の交流を促し都市部との交流や、新たな余暇活動やビジネス、ライフスタイルを創造する活動。

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際

の地目別の面積。

耕畜連携

米や野菜等を生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕種農家が飼料作物を生産し、畜産農家に供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携した取組。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

【さ行】

産学官連携

企業（産）と大学等（学）と地方公共団体等（官）が連携して、新しい技術の研究開発や新しい製品の開発などを行うこと。

産地提案書

各産地・地域が就農までの流れや支援体制などを明記し、新規就農者を募集するもの。

集落営農

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

食料自給率

国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。

水源かん養

水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が地域の地下水をかん養すること。

ストックマネジメント

施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取組。

スマート農業

ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

生産緑地制度

市街化区域の農地等における緑地機能を積極的に評価し、都市環境づくり等に役立つ農地等を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度。

【た行】

地域計画（旧：人・農地プラン）

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化したもの。

畜産クラスター

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。

地産地消

地域で生産された生産物や資源をその地域で消費する取組。

【な行】

認定農業者（認定新規就農者）（制度）

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地

域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画（青年等就農計画）を認定する制度。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。認定新規就農者に対しては、経営開始資金、青年等就農資金等の各種施策を実施。

農家

経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は農産物販売金額が15万円以上ある世帯。

農業経営体

農産物の生産を行うか、又は委託を受けて農作業を行い、（1）経営耕地面積が30a以上、（2）農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、（3）農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）の中で、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自身や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農林業センサス

農林業の生産構造や就業構造，農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし，農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し，提供することを目的に，5年ごとに行う調査。

【は行】

販売農家

経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

複合経営（経営体）

農産物販売金額のうち，主位部門の販売金額が6割未満の経営（体）をいう。

【ま行】

みどりの食糧システム戦略

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための戦略。

【や行】

有機 J A S 認証経営体

J A S 法に基づき，「有機 J A S」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し，認証された経営体。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として，農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

【ら行】

6次産業化

1次産業としての農林漁業と，2次産業としての製造業，3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り，地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

【アルファベット】

G A P（農業生産工程管理）

G A P は，Good Agricultural Practice の略。農業生産活動を行う上で，必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って，農業生産活動の各工程の正確な実施，記録，点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

H A C C P（危害分析・重要管理点）

H A C C P は，Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入れから最終製品までの各工程で，微生物による汚染，金属の混入等の危害を予測した上で，危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理の手法。

I o Pクラウド

I o P は，Internet of Plants の略。農業ハウス内の機器のデータや，高知県全体にわたる農産物の個々の出荷に関するデータなどをリアルタイムで一元的に集約するクラウド型のデータベースシステム。

I P M（総合的病害虫管理）

I P M は，Integrated Pest Management の略。様々な防除技術を利用し，経済面・環境面を考慮した病害虫防除法。

第14次高知市農業基本計画

令和5年3月発行

発行

高知市農林水産課
高知市本町5丁目1-45
電話 (088)823-9458



高知市